



別添 1

東相制第16-00002号
平成28年4月6日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅志

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成28年1月19日付け東相制第15-00085号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第15-00085号（平成28年1月19日）の補正内容

旧					新				
料金表 第1表 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				
月額					月額				
区 分		単位	料金額	備考	区 分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	2-1の4に係る料金は含みません。	1光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,337円</u>	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下、「1Gbit/sタイプ」といいます。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,337円</u>				
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,377円</u>				
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,377円</u>				<u>1,373円</u>	
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,353円</u>	(略)	(略)	(略)
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,353円</u>			
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	<u>1,394円</u>			
		イ 4線式のもの				1回線ごとに	<u>2,787円</u>		
		ウ～エ (略)				(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,350円</u>	(略)	(略)	(略)
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,350円</u>			
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	<u>1,391円</u>			
		イ 4線式のもの				1回線ごとに	<u>2,781円</u>		
		ウ～エ (略)				(略)	(略)		

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>228円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>228円</u>	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,384円</u>
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,384円</u>
					C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,426円</u>
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	(略)			
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(收容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独收容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>497円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>497円</u>	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,653円</u>
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,653円</u>
					C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,695円</u>
② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	<u>321円</u>		
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>321円</u>					

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>227円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>227円</u>	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,381円</u>
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,381円</u>
					C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,422円</u>
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	(略)			
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(收容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独收容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>495円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>495円</u>	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,649円</u>
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,649円</u>
					C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,690円</u>
② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	<u>320円</u>		
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>320円</u>					

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	753円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	753円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	776円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	(略)	
		イ (略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	752円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	752円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	775円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	(略)	
		イ (略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	82円	—
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	444円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.888円	
(4) 2-1-1-1第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	—

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

				1回線ごとに月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	—
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	(略)	

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	81円	—
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	443円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.885円	
(4) 2-1-1-1第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	—

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

				1回線ごとに月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	—
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	(略)	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャンネルごとに 1,211円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 79,901円	—

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャンネルごとに 1,209円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 79,781円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	(略)	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	768円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	768円	
		ウ アイ以外のもの	791円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	(略)	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	766円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	766円	
		ウ アイ以外のもの	789円	

2-1の4 光信号多重分離機能

				月額	
区分		料金額	備考		
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	258円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	258円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	266円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	(略)		

2-1の4 光信号多重分離機能

				月額	
区分		料金額	備考		
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	257円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	257円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	265円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	(略)		

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	(略)	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	(略)	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を	ア 加入者交換機を利用する場合	1通信ごとに	(略)

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	(略)	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	(略)	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を	ア 加入者交換機を利用する場合	1通信ごとに	(略)

算機能	当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	(略)	_____
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	(略)	
		オ リルルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	(略)	

算機能	当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	(略)	_____
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	(略)	
		オ リルルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	(略)	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限り、）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線（50Mbit/s相当）ごとに月額	(略)	_____

2-3~2-4 (略)

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限り、）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線（50Mbit/s相当）ごとに月額	(略)	_____

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	444円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.888円	

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	443円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.885円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考		
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11,985円	10,784円	-	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,671円	7,714円		
		イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	105,077円	103,876円	
				エコノミークラスのもの	11,318円	10,185円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,539円	10,385円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	11,985円	10,784円	
				保守の区別が上記以外のもの	11,985円	10,784円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	118,857円	116,455円	
				エコノミークラスのもの	16,325円	14,059円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	16,650円	14,337円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	17,290円	14,888円	
				保守の区別が上記以外のもの	132,505円	128,902円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	146,241円	141,437円			
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	173,713円	166,508円			
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	201,187円	191,580円			
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	256,133円	241,722円			
		ウ ATM専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	338,551円	316,935円	
				エコノミークラスのもの	420,969円	392,148円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	119,519円	92,327円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	121,904円	94,169円	
				保守の区別が上記以外のもの	126,673円	97,852円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	681,968円	630,325円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	956,695円	881,035円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,217,693円	1,119,211円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	432,813円	331,953円	
			0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	441,466円	338,588円	
保守の区別が上記以外のもの	458,767円	351,857円					
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	275,846円	265,417円			
		セカンドクラスのもの	245,591円	240,671円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	250,500円	245,480円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	260,311円	255,097円			
		保守の区別が上記以外のもの	245,591円	240,671円			
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	250,500円	245,480円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	260,311円	255,097円			
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	310,322円	290,765円			
		セカンドクラスのもの	267,121円	257,281円			
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	272,457円	262,422円			
保守の区別が上記以外のもの		283,133円	272,704円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	267,121円	257,281円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	272,457円	262,422円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	283,133円	272,704円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	374,343円	337,837円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	305,535円	287,085円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	311,643円	292,822円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	323,854円	304,297円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	301,871円	284,651円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	307,907円	290,340円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	319,972円	301,717円				

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考		
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11,968円	10,769円	-	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,647円	7,690円		
		イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	104,971円	103,772円	
				エコノミークラスのもの	11,302円	10,171円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,523円	10,371円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	11,968円	10,769円	
				保守の区別が上記以外のもの	11,968円	10,769円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	118,735円	116,337円	
				エコノミークラスのもの	16,301円	14,039円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	16,626円	14,317円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	17,266円	14,868円	
				保守の区別が上記以外のもの	132,364円	128,768円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	146,083円	141,288円			
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	173,523円	166,330円			
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	200,962円	191,372円			
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,840円	241,455円			
		ウ ATM専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	338,156円	316,578円	
				エコノミークラスのもの	420,473円	391,703円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	119,295円	92,151円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	121,676円	93,990円	
				保守の区別が上記以外のもの	126,436円	97,666円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	681,149円	629,597円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	955,538円	880,011円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,216,214円	1,117,906円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	432,157円	331,461円	
			0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	440,796円	338,085円	
保守の区別が上記以外のもの	458,072円	351,336円					
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	275,441円	265,029円			
		セカンドクラスのもの	245,233円	240,321円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	250,134円	245,122円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	260,932円	254,726円			
		保守の区別が上記以外のもの	245,233円	240,321円			
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	250,134円	245,122円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	260,932円	254,726円			
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	309,872円	290,347円			
		セカンドクラスのもの	266,739円	256,915円			
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	272,067円	262,049円			
保守の区別が上記以外のもの		282,728円	272,316円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	266,739円	256,915円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	272,067円	262,049円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	282,728円	272,316円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	373,810円	337,364円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	305,111円	286,691円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	311,210円	292,420円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	323,404円	303,879円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	301,453円	284,261円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	307,479円	289,941円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	319,529円	301,303円				

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	438,365円	384,910円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	340,285円	314,455円	
			保守の区別が上記以外のもの	347,087円	320,739円	
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	360,687円	333,309円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	336,621円	312,021円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	343,351円	318,257円	
			保守の区別が上記以外のもの	356,806円	330,729円	
	4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	492,537円	424,740円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	376,735円	342,295円
				保守の区別が上記以外のもの	384,265円	349,136円
エコノミークラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの	399,325円	362,819円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	369,407円	337,427円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	376,792円	344,171円	
			保守の区別が上記以外のもの	391,558円	357,659円	
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	536,860円	457,328円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	407,557円	365,737円
				保守の区別が上記以外のもの	415,703円	373,047円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	431,994円	387,667円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	396,565円	358,435円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	404,494円	365,599円	
			保守の区別が上記以外のもの	420,346円	379,927円	
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		591,033円	497,159円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	440,343円	391,143円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	449,144円	398,961円
			保守の区別が上記以外のもの	466,752円	414,598円	
エコノミークラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの	425,687円	381,407円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	434,193円	389,030円	
			保守の区別が上記以外のもの	451,212円	404,277円	
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの		17,684円	13,003円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	14,852円	11,049円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	15,147円	11,271円	
			保守の区別が上記以外のもの	15,741円	11,713円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,104円	7,896円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	10,310円	8,055円	
			保守の区別が上記以外のもの	10,710円	8,370円	
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,369,144円	1,069,271円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,093,803円	877,323円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,115,676円	894,865円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,159,418円	929,949円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	870,299円	728,849円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	887,702円	743,421円	
			保守の区別が上記以外のもの	922,504円	772,567円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		3,186円	2,343円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,826円	2,754円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,901円	2,809円	
			保守の区別が上記以外のもの	4,054円	2,920円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,842円	1,437円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,879円	1,466円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,953円	1,524円	
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,640,007円	1,268,423円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,418,949円	1,111,449円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,447,323円	1,133,673円		
		保守の区別が上記以外のもの	1,504,072円	1,178,122円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,026,901円	851,011円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,047,435円	868,026円		
	保守の区別が上記以外のもの	1,088,500円	902,058円			

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	437,750円	384,382円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	339,825円	314,037円	
			保守の区別が上記以外のもの	346,618円	320,313円	
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	360,200円	332,866円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	336,167円	311,607円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	342,887円	317,834円	
			保守の区別が上記以外のもの	356,325円	330,290円	
	4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	491,853円	424,166円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	376,233円	341,849円
				保守の区別が上記以外のもの	383,752円	348,681円
エコノミークラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの	398,792円	362,346円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	368,917円	336,989円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	376,292円	343,724円	
			保守の区別が上記以外のもの	391,038円	357,195円	
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	536,119円	456,716円
				保守の区別がタイプ1-1のもの	407,019円	365,267円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	415,153円	372,567円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	431,424円	387,169円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	396,045円	357,977円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	403,963円	365,132円	
			保守の区別が上記以外のもの	419,795円	379,442円	
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		590,222円	496,500円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	439,769円	390,649円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	448,558円	398,457円
			保守の区別が上記以外のもの	466,143円	414,074円	
エコノミークラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの	425,137円	380,929円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	433,633円	388,543円	
			保守の区別が上記以外のもの	450,629円	403,771円	
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの		17,660円	12,987円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	14,834円	11,037円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	15,128円	11,258円	
			保守の区別が上記以外のもの	15,721円	11,700円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,093円	7,889円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	10,299円	8,047円	
			保守の区別が上記以外のもの	10,699円	8,363円	
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,367,327円	1,067,942円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,092,413円	876,285円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,114,258円	893,806円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,157,944円	928,849円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	869,275円	728,055円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	886,657円	742,611円	
			保守の区別が上記以外のもの	921,418円	771,725円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		3,182円	2,341円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,821円	2,751円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,897円	2,806円	
			保守の区別が上記以外のもの	4,048円	2,916円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,840円	1,435円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,876円	1,464円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,950円	1,522円	
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,637,840円	1,266,861円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,417,115円	1,110,115円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,445,452円	1,132,312円		
		保守の区別が上記以外のもの	1,502,128円	1,176,708円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,025,709円	850,105円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,046,219円	867,102円		
	保守の区別が上記以外のもの	1,087,236円	901,097円			

区分	料金額		備考		
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	180円	1,742円	-
	一般専用に係るもの	専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	190円	1,391円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	180円	1,742円	-
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	170円	1,643円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	170円	1,676円	-
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	180円	1,742円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	3,483円	-
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	340円	3,286円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	350円	3,352円	-
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	3,483円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	540円	5,225円	-
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	6,966円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080円	10,449円	-
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,440円	13,933円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,160円	20,899円	-
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,240円	31,348円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,320円	41,798円	-
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,080円	39,432円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,160円	40,221円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,320円	41,798円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,750円	74,888円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,350円	109,720円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	14,780円	142,810円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,380円	70,588円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,530円	72,580円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,820円	75,563円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	20,640円	-
		0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	9,736円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370円	9,931円	-
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	10,320円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	9,736円	-
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370円	9,931円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	10,320円	-
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,430円	38,701円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	19,472円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	730円	19,861円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	20,640円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	19,472円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	730円	19,861円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	20,640円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,670円	22,241円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,350円	36,510円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,380円	37,240円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,430円	38,701円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,260円	34,076円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,290円	34,758円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,340円	36,121円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,910円	105,782円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,890円	51,114円	-
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,930円	52,136円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,000円	54,181円	-
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,800円	48,680円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,840円	49,654円	-
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,910円	51,601円	-

区分	料金額		備考		
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	180円	1,737円	-
	一般専用に係るもの	専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	190円	1,379円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	180円	1,737円	-
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	170円	1,639円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	170円	1,672円	-
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	180円	1,737円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	3,475円	-
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	340円	3,278円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	350円	3,344円	-
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	3,475円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	540円	5,212円	-
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	6,949円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080円	10,424円	-
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,440円	13,899円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,160円	20,848円	-
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,240円	31,272円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,320円	41,696円	-
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,080円	39,336円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,160円	40,123円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,320円	41,696円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,750円	74,706円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,350円	109,452円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	14,780円	142,462円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,380円	70,260円	-
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,530円	72,245円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,820円	75,216円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	20,606円	-
		0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	9,720円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370円	9,914円	-
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	10,303円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	9,720円	-
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370円	9,914円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	10,303円	-
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,430円	38,637円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	19,440円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	730円	19,829円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	20,606円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	19,440円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	730円	19,829円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	20,606円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,670円	22,122円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,350円	36,450円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,380円	37,179円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,430円	38,637円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,260円	34,020円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,290円	34,700円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,340円	36,061円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,910円	105,608円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,890円	51,030円	-
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,930円	52,051円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,000円	54,092円	-
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,800円	48,600円	-
通信路設定伝送機能	ウ A T M 専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,840円	49,572円	-
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,910円	51,516円	-

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額				
			料金額	備考			
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	6,143円	-		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	11,701円			
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	17,259円			
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	22,817円			
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	33,933円			
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	45,049円			
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	78,397円			
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	156,209円			
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	15,148円
						最低伝送速度が300Kbit/sのもの	30,099円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		20,816円			
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		52,108円			
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		40,658円			
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		90,791円			
	上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		60,056円			
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		135,867円			
	上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		78,230円			
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		180,942円			
	上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		94,960円			
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		222,849円			
	上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		109,522円			
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		264,702円			
	上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		122,805円			
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		300,105円			
	上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	132,032円				
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	335,566円				
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	141,870円					
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	364,522円					
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	151,763円					
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	393,536円					

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額				
			料金額	備考			
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	6,134円	-		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	11,683円			
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	17,232円			
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	22,781円			
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	33,879円			
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	44,977円			
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	78,271円			
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	155,957円			
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	15,124円
						最低伝送速度が300Kbit/sのもの	30,050円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		20,782円			
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		52,024円			
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		40,593円			
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		90,646円			
	上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		59,960円			
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		135,647円			
	上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		78,104円			
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		180,651円			
	上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		94,807円			
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		222,489円			
	上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		109,345円			
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		264,273円			
	上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		122,607円			
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		299,620円			
	上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	131,819円				
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	335,023円				
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	141,640円					
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	363,934円					
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	151,518円					
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	392,900円					

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,363円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	2,726円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	4,089円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	5,452円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	8,178円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	10,904円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	19,082円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	38,164円	
	ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,571円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,238円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,961円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,635円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	9,827円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	22,121円	
		上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,584円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	33,175円	
		上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	19,041円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	44,229円	
		上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,144円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	54,506円	
上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	26,715円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	64,770円			
上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,972円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	73,452円			
上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,235円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	82,148円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,647円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	89,249円			
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	37,074円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	96,364円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,360円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	2,720円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	4,080円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	5,440円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	8,160円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	10,880円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	19,040円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	38,080円	
	ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,563円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,222円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,950円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,607円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	9,806円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	22,073円	
		上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,552円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	33,102円	
		上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	18,999円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	44,132円	
		上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,093円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	54,386円	
上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	26,656円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	64,627円			
上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,906円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	73,290円			
上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,164円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	81,967円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,571円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	89,053円			
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	36,992円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	96,152円			

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	(略)	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	(略)	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ(略)	(略)	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	(略)	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	(略)	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	(略)	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ(略)	(略)	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	(略)	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	(略)	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.0677円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.2442円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____
	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	(略)	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____

	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	(略)	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.0663円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.2429円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____
	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	(略)	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	(略)	_____

(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	(略)	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	444円	
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	0.888円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	

2-12 (略)

(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	(略)	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	443円	
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	0.885円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 収容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別 収容局ルー ータで接続し、 IP通信網 を利用した 交換及び伝 送を行う機 能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
	エ ATMインタフ ェースにより符号 伝送が可能なもの	1ポートごとに 月額	<u>231,752円</u>	_____
	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	<u>6,324円</u>	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	<u>15,742円</u>	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 収容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別 収容局ルー ータで接続し、 IP通信網 を利用した 交換及び伝 送を行う機 能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
	エ ATMインタフ ェースにより符号 伝送が可能なもの	1ポートごとに 月額	<u>231,341円</u>	_____
	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	<u>6,313円</u>	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	<u>15,713円</u>	_____

第2 網改造料

- 1 適用 (略)
2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	(略)
	電力設備	(略)
	伝送機械設備	(略)
	無線機械設備	(略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物	(略)
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容
設備管理運営費比率	(1) (2) 以 外の場合	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
	(2) 除却費 を個別に 支払う場 合 (個別 管理対象 設備に限 ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
繰延資産比率		(略)	
投資等比率		(略)	
貯蔵品比率		(略)	
他人資本比率		(略)	
自己資本比率		(略)	
他人資本利率率		(略)	
自己資本利益率		(略)	
有利子負債以外の負債の比率		(略)	
有利子負債以外の負債の利子相当率		(略)	
利益対応税率		0.4560	
貸倒率		(略)	

第2 網改造料

- 1 適用 (略)
2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	(略)
	電力設備	(略)
	伝送機械設備	(略)
	無線機械設備	(略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物	(略)
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容
設備管理運営費比率	(1) (2) 以 外の場合	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
	(2) 除却費 を個別に 支払う場 合 (個別 管理対象 設備に限 ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
繰延資産比率		(略)	
投資等比率		(略)	
貯蔵品比率		(略)	
他人資本比率		(略)	
自己資本比率		(略)	
他人資本利率率		(略)	
自己資本利益率		(略)	
有利子負債以外の負債の比率		(略)	
有利子負債以外の負債の利子相当率		(略)	
利益対応税率		0.4282	
貸倒率		(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) (略)				
(10) VPN工 事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	
(11)～(14) (略)				
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	(略)	特定中継事業者に適用します。
		廃止の場合	(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) (略)				
(10) VPN工 事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	
(11)～(14) (略)				
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	(略)	特定中継事業者に適用します。
		廃止の場合	(略)	

(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日 昼間	(略)	特定中継事業者に適用します。
				平日 夜間	(略)	
				平日 深夜	(略)	
				土日 祝日 昼 夜 間	(略)	
				土日 祝日 深夜	(略)	
		廃止の場合	1回線ごとに	平日 昼間	(略)	
				平日 夜間	(略)	
				平日 深夜	(略)	
				土日 祝日 昼 夜 間	(略)	
				土日 祝日 深夜	(略)	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	(略)	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日 昼間	(略)	特定中継事業者に適用します。
				平日 夜間	(略)	
				平日 深夜	(略)	
				土日 祝日 昼 夜 間	(略)	
				土日 祝日 深夜	(略)	
		廃止の場合	1回線ごとに	平日 昼間	(略)	
				平日 夜間	(略)	
				平日 深夜	(略)	
				土日 祝日 昼 夜 間	(略)	
				土日 祝日 深夜	(略)	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	(略)	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外 の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間	(略)	移転先事業者 に適用します。	
					平日 夜間	(略)		
					平日 深夜	(略)		
					土日 祝日	(略)		
					土日 祝日 昼夜間	(略)		
					土日 祝日 深夜	(略)		
					1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間		(略)
					平日 夜間	(略)		
					平日 深夜	(略)		
					土日 祝日 昼夜間	(略)		
イ (略)	(略)	(略)	(略)					
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外 の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間	(略)	_____	
					平日 夜間	(略)		
					平日 深夜	(略)		
					土日 祝日	(略)		
					土日 祝日 昼夜間	(略)		
					土日 祝日 深夜	(略)		
					1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間		(略)
					平日 夜間	(略)		
					平日 深夜	(略)		
					土日 祝日 昼夜間	(略)		
イ (略)	(略)	(略)	(略)					

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外 の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間	(略)	移転先事業者 に適用します。	
					平日 夜間	(略)		
					平日 深夜	(略)		
					土日 祝日	(略)		
					土日 祝日 昼夜間	(略)		
					土日 祝日 深夜	(略)		
					1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間		(略)
					平日 夜間	(略)		
					平日 深夜	(略)		
					土日 祝日 昼夜間	(略)		
イ (略)	(略)	(略)	(略)					
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外 の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間	(略)	_____	
					平日 夜間	(略)		
					平日 深夜	(略)		
					土日 祝日	(略)		
					土日 祝日 昼夜間	(略)		
					土日 祝日 深夜	(略)		
					1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間		(略)
					平日 夜間	(略)		
					平日 深夜	(略)		
					土日 祝日 昼夜間	(略)		
イ (略)	(略)	(略)	(略)					

		イ	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者線号ご	平日	(略)	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					祝日深夜	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ご	平日	(略)	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					祝日深夜	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
		イ	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者線号ご	平日	(略)	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					祝日深夜	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ご	平日	(略)	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					祝日深夜	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	

		イ	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者線号ご	平日	(略)	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					祝日深夜	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ご	平日	(略)	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					祝日深夜	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	
					平日	(略)	

			行う場合		土日 祝日 昼夜間	(略)	
					土日 祝日深夜	(略)	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形により設置するに限りません。)に係る工事費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	(略)	_____	
				平日夜間	(略)	_____	
				平日深夜	(略)	_____	
				土日祝日昼間	(略)	_____	
				土日祝日夜間	(略)	_____	
				土日祝日深夜	(略)	_____	
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	(略)
		平日夜間	(略)	_____			
		平日深夜	(略)	_____			
		土日祝日昼間	(略)	_____			
		土日祝日夜間	(略)	_____			
		土日祝日深夜	(略)	_____			
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場	1 工事ごとに	平日昼間		(略)	_____
		平日夜間		(略)	_____		
平日深夜	(略)	_____					
土日祝日昼間	(略)	_____					
土日祝日夜間	(略)	_____					
土日祝日深夜	(略)	_____					
① 当社利用宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者が実施していただきます。							
② 当社利用宅内での開通試験の実施は、(イ)欄において同じ							

			行う場合		土日 祝日 昼夜間	(略)	
					土日 祝日深夜	(略)	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形により設置するに限りません。)に係る工事費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	(略)	_____	
				平日夜間	(略)	_____	
				平日深夜	(略)	_____	
				土日祝日昼間	(略)	_____	
				土日祝日夜間	(略)	_____	
				土日祝日深夜	(略)	_____	
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	(略)
		平日夜間	(略)	_____			
		平日深夜	(略)	_____			
		土日祝日昼間	(略)	_____			
		土日祝日夜間	(略)	_____			
		土日祝日深夜	(略)	_____			
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場	1 工事ごとに	平日昼間		(略)	_____
		平日夜間		(略)	_____		
平日深夜	(略)	_____					
土日祝日昼間	(略)	_____					
土日祝日夜間	(略)	_____					
土日祝日深夜	(略)	_____					
① 当社利用宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者が実施していただきます。							
② 当社利用宅内での開通試験の実施は、(イ)欄において同じ							

			としま す。)を 利用 する 場 合		土日祝 日深夜	(略)	_____
		(イ) 利用者宅 内の壁面に新 たに光成端盤 を設置する場 合	1 工事 ごとに	平日昼 間	(略)	_____	
				平日夜 間	(略)	_____	
				平日深 夜	(略)	_____	
				土日祝 日昼間	(略)	_____	
				土日祝 日夜間	(略)	_____	
				土日祝 日深夜	(略)	_____	
(28) (略)	(略)				(略)	(略)	
(29) 光回線 設備収容替 工事費	当社が別に定 める伝送品質 を満たしてい る場合におい て、協定事業者 の要望により 光回線設備の 芯線を芯線毎 に切替する工 事に要する費 用	ア 光信 号端末 回線 (光局 外スプ リッタ を含ま ないも のに限 りま す。)の 場合	(7) 基 本額 (イ) 1 工事 ごとに 加算額	1 工事 ごと に	(略)	_____	
		イ 一般 光信号 中継回 線の場 合	(7) 基 本額 (イ) 1 工事 ごとに 加算額	1 工事 ごと に	(略)	_____	
(30) 光回線 設備接続モ ジュール取 替工事費	光回線設備の 提供開始後 において、協定事 業者の要望に	ア 光信 号端末 回線の 場合	(7) 基 本額	1 工事 ごと に	(略)	_____	

			としま す。)を 利用 する 場 合		土日祝 日深夜	(略)	_____
		(イ) 利用者宅 内の壁面に新 たに光成端盤 を設置する場 合	1 工事 ごとに	平日昼 間	(略)	_____	
				平日夜 間	(略)	_____	
				平日深 夜	(略)	_____	
				土日祝 日昼間	(略)	_____	
				土日祝 日夜間	(略)	_____	
				土日祝 日深夜	(略)	_____	
(28) (略)	(略)				(略)	(略)	
(29) 光回線 設備収容替 工事費	当社が別に定 める伝送品質 を満たしてい る場合におい て、協定事業者 の要望により 光回線設備の 芯線を芯線毎 に切替する工 事に要する費 用	ア 光信 号端末 回線 (光局 外スプ リッタ を含ま ないも のに限 りま す。)の 場合	(7) 基 本額 (イ) 1 工事 ごとに 加算額	1 工事 ごと に	(略)	_____	
		イ 一般 光信号 中継回 線の場 合	(7) 基 本額 (イ) 1 工事 ごとに 加算額	1 工事 ごと に	(略)	_____	
(30) 光回線 設備接続モ ジュール取 替工事費	光回線設備の 提供開始後 において、協定事 業者の要望に	ア 光信 号端末 回線の 場合	(7) 基 本額	1 工事 ごと に	(略)	_____	

	より光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用		(イ) 加算額	1 工事ごとに	(略)	_____
		イ 一般光信号中継回線の場 合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	(略)	_____
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	(略)	_____
(31)	(略)			(略)	(略)	(略)
(32)	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	(略)	_____
(33)	(略)			(略)	(略)	(略)
(34)	光信号分岐端末回線を光局外スブリッタに接続する工事に要する費用		1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	(略)	_____
				平日 夜間	(略)	
				平日 深夜	(略)	
				土日祝 日昼間	(略)	
				土日祝 日夜間	(略)	
				土日祝 日深夜	(略)	
				平日 昼間	(略)	
				平日 夜間	(略)	
(35)	光信号分岐端末回線を收容するための光信号分岐端末回線收容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用		1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	(略)	_____
				平日 夜間	(略)	
				平日 深夜	(略)	
				土日祝 日昼間	(略)	
				土日祝 日夜間	(略)	
				土日祝 日深夜	(略)	
				平日 昼間	(略)	
				平日 夜間	(略)	

	より光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用		(イ) 加算額	1 工事ごとに	(略)	_____
		イ 一般光信号中継回線の場 合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	(略)	_____
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	(略)	_____
(31)	(略)			(略)	(略)	(略)
(32)	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	(略)	_____
(33)	(略)			(略)	(略)	(略)
(34)	光信号分岐端末回線を光局外スブリッタに接続する工事に要する費用		1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	(略)	_____
				平日 夜間	(略)	
				平日 深夜	(略)	
				土日祝 日昼間	(略)	
				土日祝 日夜間	(略)	
				土日祝 日深夜	(略)	
				平日 昼間	(略)	
				平日 夜間	(略)	
(35)	光信号分岐端末回線を收容するための光信号分岐端末回線收容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用		1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	(略)	_____
				平日 夜間	(略)	
				平日 深夜	(略)	
				土日祝 日昼間	(略)	
				土日祝 日夜間	(略)	
				土日祝 日深夜	(略)	
				平日 昼間	(略)	
				平日 夜間	(略)	

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	(略)
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	(略)
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	(略)
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	(略)
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	(略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	(略)
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	(略)
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	(略)
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	(略)
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	(略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分			単位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	(略)	——
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	(略)	——
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用	1照会ごと	平日 昼間	(略)	みなし契約事業者に適用します。
			土日 祝日 昼夜間	(略)	
		1件ごとに		(略)	
(9) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な	1回	平日昼間	(略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分			単位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	(略)	——
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	(略)	——
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用	1照会ごと	平日 昼間	(略)	みなし契約事業者に適用します。
			土日 祝日 昼夜間	(略)	
		1件ごとに		(略)	
(9) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な	1回	平日昼間	(略)

費用	装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	ごと	平日夜間	(略)	_____	
			平日深夜	(略)		
			土日祝日 昼夜間	(略)		
			土日祝日 深夜	(略)		
	ウ 第95条の第3項第1号第2に定める続に必要な置の置係作を	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	(略)	_____
				平日夜間	(略)	
				平日深夜	(略)	
				土日祝日 昼夜間	(略)	
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1回ごとに	平日昼間	(略)	_____
				平日夜間	(略)	
				平日深夜	(略)	
				土日祝日 昼夜間	(略)	

費用	装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	ごと	平日夜間	(略)	_____	
			平日深夜	(略)		
			土日祝日 昼夜間	(略)		
			土日祝日 深夜	(略)		
	ウ 第95条の第3項第2に定める続に必要な置の置係作を	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	(略)	_____
				平日夜間	(略)	
				平日深夜	(略)	
				土日祝日 昼夜間	(略)	
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1回ごとに	平日昼間	(略)	_____
				平日夜間	(略)	
				平日深夜	(略)	
				土日祝日 昼夜間	(略)	

		場合であつて、その装置を社通用物に当てる場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	(略)	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	(略)	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第1号の規定により、当社が線路条件 (所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。) に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	(略)	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	(略)	_____
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

		場合であつて、その装置を社通用物に当てる場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	(略)	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	(略)	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第1号の規定により、当社が線路条件 (所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。) に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	(略)	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	(略)	_____
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

(13)-2 DSL 回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	(略)	_____	
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	(略)	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL 回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	(略)	_____	
(14)優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	(略)	_____	
(15)光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7)基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	_____
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	
		(イ)加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	(略)	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	(略)	_____
	ウ 同条第2項に規定する光	(7)基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____	

(13)-2 DSL 回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	(略)	_____	
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	(略)	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL 回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	(略)	_____	
(14)優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	(略)	_____	
(15)光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7)基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	_____
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	
		(イ)加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	(略)	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	(略)	_____
	ウ 同条第2項に規定する光	(7)基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____	

		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光外プッタを含むの限ります。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____
				② 同時に複数の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____		
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____		

		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光外プッタを含むの限ります。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____
				② 同時に複数の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____		
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____		

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	(略)	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	(略)	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	(略)	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	(略)	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	(略)	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	(略)	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____

			(f) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(e) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____

			(f) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(e) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果確認する費用	(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(7) (イ) 以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	(略)	_____	
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	(略)	_____	

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果確認する費用	(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(7) (イ) 以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	(略)	_____	
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	(略)	_____	

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	(略)	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	(略)	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	(略)	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	(略)	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	(略)	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	(略)	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	(略)	_____

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	(略)	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	(略)	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	(略)	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	(略)	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	(略)	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	(略)	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	(略)	_____

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	(略)	_____
				平日夜間	(略)	_____
				平日深夜	(略)	_____
				土日祝日昼間	(略)	_____
				土日祝日夜間	(略)	_____
				土日祝日深夜	(略)	_____
				(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	_____	

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	(略)	_____
				平日夜間	(略)	_____
				平日深夜	(略)	_____
				土日祝日昼間	(略)	_____
				土日祝日夜間	(略)	_____
				土日祝日深夜	(略)	_____
				(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	_____	

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	_____

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	(略)	_____

	(イ) 光局外 スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	(略)	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	(略)	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	(略)	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	(略)	_____

	(イ) 光局外 スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	(略)	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	(略)	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	(略)	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	(略)	_____

		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	(略)	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結 果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供 する場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,489,274 円</u>	—

2-2~2-3 (略)

		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	(略)	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結 果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供 する場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,489,265 円</u>	—

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	(略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	(略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	(略)
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

取付費比率	区 分	内 容
	受電設備	(略)
取付費比率	発電設備	(略)
	電源設備及び蓄電池設備	(略)
	空気調整設備	(略)
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	(略)
自己資本利益率		(略)

(3) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	(略)
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

取付費比率	区 分	内 容
	受電設備	(略)
取付費比率	発電設備	(略)
	電源設備及び蓄電池設備	(略)
	空気調整設備	(略)
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	(略)
自己資本利益率		(略)

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,569円	31,374円
	札幌南	998円	32,221円
	札幌1外	4,364円	64,559円
	大通り2丁目	(略)	43,969円
	新琴似	768円	24,432円
	篠路	(略)	20,514円
	札幌東	721円	99,368円
	丘珠	761円	21,141円
	東苗穂	(略)	32,278円
	札幌白石	1,028円	30,085円
	札幌北郷	428円	25,220円
	札幌豊平	925円	23,214円
	札幌月寒	1,271円	30,201円
	清田	592円	22,058円
	真駒内	1,312円	39,286円
	発寒	1,157円	17,125円
	厚別	(略)	26,565円
	もみじ台	656円	17,795円
	手稲	518円	14,573円
	函館	(略)	88,531円
	函館松陰	772円	30,464円
	函館北	553円	18,061円
	桔梗	(略)	17,770円
	函館千歳	(略)	53,680円
	小樽2	322円	16,954円
	旭川	301円	32,249円
	旭川東光	342円	20,730円
	春光	(略)	12,075円
	東鷹栖	196円	19,334円
	永山	250円	16,920円
	東旭川	(略)	13,323円
	旭川市外	(略)	24,528円
	旭川神楽	(略)	14,815円
	室蘭	218円	21,046円
	新室西	234円	68,376円
	釧路	(略)	48,916円
	釧路鳥取	256円	24,851円
	釧路南	243円	25,999円
	釧路武佐	(略)	22,510円
	愛国	356円	22,287円
	帯広稲田	332円	20,310円
	西帯広	287円	15,661円
	白樺通り	378円	30,123円
	帯広東	(略)	24,843円
	北海道北見	277円	13,745円
	岩見沢	200円	23,633円
	網走	(略)	16,238円
	留萌	(略)	14,177円
	苫小牧	268円	16,533円
	苫小牧東	153円	43,718円
	苫小牧西	270円	20,379円
	勇払	123円	29,088円
	稚内	(略)	17,453円
	稚内南	170円	29,168円
	美唄	165円	14,787円
	芦別	(略)	10,921円
	江別	436円	16,070円
	札幌大麻	(略)	37,499円
	紋別	97円	20,213円
	士別	(略)	18,421円
	名寄	(略)	18,581円
	根室	(略)	23,095円
	千歳	(略)	21,784円

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,568円	31,361円
	札幌南	997円	32,207円
	札幌1外	4,363円	64,533円
	大通り2丁目	(略)	43,950円
	新琴似	767円	24,423円
	篠路	(略)	20,507円
	札幌東	720円	99,325円
	丘珠	760円	21,132円
	東苗穂	(略)	32,264円
	札幌白石	1,027円	30,073円
	札幌北郷	426円	25,209円
	札幌豊平	924円	23,204円
	札幌月寒	1,269円	30,188円
	清田	591円	22,049円
	真駒内	1,311円	39,270円
	発寒	1,156円	17,118円
	厚別	(略)	26,554円
	もみじ台	655円	17,787円
	手稲	517円	14,568円
	函館	(略)	88,505円
	函館松陰	771円	30,450円
	函館北	552円	18,053円
	桔梗	(略)	17,762円
	函館千歳	(略)	53,661円
	小樽2	321円	16,947円
	旭川	300円	32,235円
	旭川東光	341円	20,721円
	春光	(略)	12,070円
	東鷹栖	195円	19,325円
	永山	249円	16,913円
	東旭川	(略)	13,318円
	旭川市外	(略)	24,518円
	旭川神楽	(略)	14,809円
	室蘭	217円	21,038円
	新室西	233円	68,344円
	釧路	(略)	48,899円
	釧路鳥取	255円	24,842円
	釧路南	242円	25,990円
	釧路武佐	(略)	22,500円
	愛国	355円	22,277円
	帯広稲田	331円	20,301円
	西帯広	286円	15,653円
	白樺通り	377円	30,110円
	帯広東	(略)	24,832円
	北海道北見	276円	13,739円
	岩見沢	199円	23,624円
	網走	(略)	16,232円
	留萌	(略)	14,171円
	苫小牧	265円	16,526円
	苫小牧東	152円	43,698円
	苫小牧西	269円	20,371円
	勇払	122円	29,076円
	稚内	(略)	17,445円
	稚内南	169円	29,155円
	美唄	163円	14,781円
	芦別	(略)	10,917円
	江別	434円	16,064円
	札幌大麻	(略)	37,488円
	紋別	96円	20,205円
	士別	(略)	18,414円
	名寄	(略)	18,574円
	根室	(略)	23,086円
	千歳	(略)	21,775円

泉沢	283円	61,828円
滝川	116円	14,659円
砂川	178円	13,444円
石狩深川	274円	19,901円
富良野	(略)	29,281円
恵庭	272円	19,231円
島松	(略)	15,777円
北海道伊達	424円	10,577円
石狩広島	300円	10,911円
輪厚	923円	19,651円
石狩	38円	26,836円
当別	(略)	12,548円
倶知安	(略)	23,156円
岩内	166円	20,584円
余市	(略)	19,795円
北海道栗山	137円	13,122円
門別富川	121円	23,296円
静内	(略)	21,708円
浦河	204円	14,711円
木野	349円	25,563円
土幌	52円	15,261円
鹿追	(略)	21,045円
新得	(略)	54,308円
大樹	(略)	29,165円
本別	248円	19,407円
足寄	132円	19,026円
釧路白糠	116円	37,063円
中標津	154円	26,775円
根室標津	68円	35,038円
札幌石山	501円	18,813円
川沿	673円	15,576円
東相の内	164円	29,561円
遠軽	(略)	18,102円
幕別	142円	20,239円
南幌	111円	33,846円
簾舞	(略)	27,055円
虻田	177円	18,734円
錦岡	450円	30,468円
美幌	(略)	14,122円
岩見沢幌向	39円	32,465円
湯の川	380円	33,522円
神楽岡	328円	16,691円
本輪西	(略)	16,712円
白鳥台	223円	16,194円
七重浜	428円	32,132円
上磯	(略)	45,268円
函館大野	(略)	28,938円
森	175円	19,804円
北海道八雲	(略)	27,027円
苫小牧萩野	104円	18,814円
知内	320円	36,748円
長万部	(略)	19,233円
旭川東川	(略)	17,767円
音更	(略)	51,276円
蘭越	187円	49,590円
鷹栖	(略)	25,981円
桜ヶ岡	(略)	11,829円
木古内	(略)	18,361円
今金	(略)	24,729円
白老	(略)	23,247円
赤平	80円	12,830円
東神楽	(略)	31,380円
美瑛	(略)	19,393円
奈井江	(略)	22,124円
上富良野	116円	28,770円
十勝池田	117円	13,937円
大楽毛	104円	20,508円
浦幌	(略)	46,044円
西の里	1,162円	14,639円

泉沢	282円	61,808円
滝川	115円	14,653円
砂川	177円	13,439円
石狩深川	271円	19,893円
富良野	(略)	29,268円
恵庭	271円	19,222円
島松	(略)	15,770円
北海道伊達	423円	10,573円
石狩広島	299円	10,907円
輪厚	920円	19,642円
石狩	37円	26,825円
当別	(略)	12,544円
倶知安	(略)	23,146円
岩内	164円	20,576円
余市	(略)	19,787円
北海道栗山	136円	13,117円
門別富川	120円	23,286円
静内	(略)	21,699円
浦河	203円	14,705円
木野	348円	25,553円
土幌	51円	15,255円
鹿追	(略)	21,036円
新得	(略)	54,292円
大樹	(略)	29,151円
本別	247円	19,399円
足寄	131円	19,018円
釧路白糠	115円	37,047円
中標津	153円	26,764円
根室標津	67円	35,023円
札幌石山	500円	18,805円
川沿	671円	15,569円
東相の内	163円	29,548円
遠軽	(略)	18,095円
幕別	141円	20,230円
南幌	110円	33,832円
簾舞	(略)	27,042円
虻田	176円	18,725円
錦岡	446円	30,455円
美幌	(略)	14,116円
岩見沢幌向	38円	32,450円
湯の川	379円	33,511円
神楽岡	327円	16,685円
本輪西	(略)	16,705円
白鳥台	222円	16,188円
七重浜	427円	32,122円
上磯	(略)	45,247円
函館大野	(略)	28,924円
森	173円	19,796円
北海道八雲	(略)	27,015円
苫小牧萩野	103円	18,806円
知内	319円	36,731円
長万部	(略)	19,225円
旭川東川	(略)	17,760円
音更	(略)	51,251円
蘭越	186円	49,574円
鷹栖	(略)	25,968円
桜ヶ岡	(略)	11,825円
木古内	(略)	18,353円
今金	(略)	24,721円
白老	(略)	23,236円
赤平	79円	12,825円
東神楽	(略)	31,366円
美瑛	(略)	19,386円
奈井江	(略)	22,115円
上富良野	115円	28,757円
十勝池田	116円	13,931円
大楽毛	103円	20,499円
浦幌	(略)	46,022円
西の里	1,158円	14,633円

石狩高岡	(略)	29,895円
江差	(略)	26,711円
旭岡	164円	31,547円
銭亀	(略)	54,528円
羽幌	(略)	18,893円
厚岸	(略)	21,531円
北海道松前	(略)	18,837円
鶴川	110円	21,161円
十勝清水	96円	28,146円
歌志内	(略)	42,469円
花畔	(略)	18,964円
松前福島	(略)	18,814円
上の国	230円	36,258円
北檜山	(略)	57,503円
古平	76円	66,518円
上砂川	(略)	32,587円
上川	(略)	15,884円
中富良野	149円	24,092円
増毛	(略)	35,390円
早来	114円	18,301円
新冠	277円	56,132円
庶路	(略)	19,563円
稀府	(略)	18,490円
茂辺地	232円	23,522円
上士幌	241円	22,035円
定山溪	95円	14,764円
二セコ	(略)	37,761円
音別	(略)	22,511円
空知太	133円	20,569円
喜茂別	100円	34,800円
京極	220円	70,827円
比布	175円	55,348円
伊達豊浦	322円	21,510円
絵鞆	182円	45,088円
登別	222円	22,634円
遠矢	126円	23,507円
女満別	(略)	25,235円
熊石	162円	12,459円
瀬棚	(略)	23,998円
中湧別	(略)	12,602円
興部	60円	23,903円
えりも	294円	28,039円
西神楽	123円	33,615円
山部	120円	27,152円
大沼	(略)	31,344円
江差乙部	263円	27,810円
久遠	104円	79,884円
仁木	307円	24,561円
妹背牛	(略)	76,391円
深川沼田	(略)	69,972円
幾寅	(略)	29,613円
遠別	(略)	25,494円
津別	182円	21,088円
小清水	203円	23,047円
訓子府	(略)	18,702円
佐呂間	(略)	25,176円
常呂	205円	18,751円
滝上	81円	15,439円
雄武	74円	60,612円
早来追分	223円	19,239円
平取	(略)	24,792円
厚賀	(略)	18,900円
あいの里	289円	118,899円
弟子屈	138円	28,202円
茶志内	62円	54,984円
日高町	97円	56,168円
稚内豊富	271円	33,171円
留辺蘂	58円	16,182円
朝里	(略)	28,593円

石狩高岡	(略)	29,882円
江差	(略)	26,700円
旭岡	162円	31,533円
銭亀	(略)	54,505円
羽幌	(略)	18,886円
厚岸	(略)	21,522円
北海道松前	(略)	18,829円
鶴川	109円	21,153円
十勝清水	95円	28,135円
歌志内	(略)	42,450円
花畔	(略)	18,956円
松前福島	(略)	18,806円
上の国	229円	36,241円
北檜山	(略)	57,484円
古平	75円	66,494円
上砂川	(略)	32,573円
上川	(略)	15,878円
中富良野	148円	24,082円
増毛	(略)	35,375円
早来	113円	18,294円
新冠	276円	56,116円
庶路	(略)	19,555円
稀府	(略)	18,483円
茂辺地	231円	23,512円
上士幌	239円	22,026円
定山溪	94円	14,759円
二セコ	(略)	37,744円
音別	(略)	22,502円
空知太	132円	20,561円
喜茂別	99円	34,784円
京極	219円	70,804円
比布	174円	55,330円
伊達豊浦	321円	21,500円
絵鞆	180円	45,073円
登別	221円	22,624円
遠矢	125円	23,496円
女満別	(略)	25,224円
熊石	161円	12,454円
瀬棚	(略)	23,988円
中湧別	(略)	12,597円
興部	59円	23,893円
えりも	293円	28,030円
西神楽	122円	33,600円
山部	119円	27,140円
大沼	(略)	31,330円
江差乙部	262円	27,797円
久遠	103円	79,862円
仁木	306円	24,550円
妹背牛	(略)	76,365円
深川沼田	(略)	69,950円
幾寅	(略)	29,600円
遠別	(略)	25,483円
津別	181円	21,078円
小清水	202円	23,037円
訓子府	(略)	18,693円
佐呂間	(略)	25,165円
常呂	204円	18,742円
滝上	80円	15,433円
雄武	73円	60,595円
早来追分	222円	19,230円
平取	(略)	24,782円
厚賀	(略)	18,893円
あいの里	286円	118,844円
弟子屈	136円	28,190円
茶志内	61円	54,960円
日高町	96円	56,150円
稚内豊富	270円	33,156円
留辺蘂	57円	16,176円
朝里	(略)	28,580円

銭函	(略)	29,634円
才タモイ	149円	20,557円
岩見沢三笠	(略)	17,661円
江部乙	44円	27,258円
音江	47円	18,372円
鷺別	253円	27,676円
登別東	(略)	17,495円
七飯	(略)	33,708円
南茅部	(略)	16,054円
由仁	(略)	35,244円
栗山長沼	(略)	17,830円
新十津川	119円	30,304円
当麻	243円	21,533円
美深	(略)	19,490円
北見枝幸	(略)	22,655円
端野	447円	51,468円
虎杖浜	98円	33,798円
芽室	(略)	40,203円
札内	275円	24,104円
阿寒	185円	18,538円
岩内前田	166円	109,482円
卯原内	67円	62,321円
生田原	(略)	49,264円
登別温泉	141円	24,752円
夕張	107円	10,699円
花咲	60円	47,539円
有珠	83円	31,929円
栗沢	(略)	27,793円
風連	(略)	30,348円
広尾	(略)	14,014円
霧多布	167円	42,378円
蘭島	95円	60,277円
月形	119円	37,249円
斜里	(略)	18,631円
別海	(略)	58,175円
和寒	147円	25,751円
香深	(略)	49,850円
船泊	123円	52,659円
松森	538円	20,791円
沖館	(略)	20,440円
青森荒川	434円	16,313円
野内	(略)	53,831円
青森新城	(略)	20,689円
四ツ石	(略)	21,001円
東野内	193円	31,937円
弘前	320円	23,061円
弘前南	530円	34,776円
弘前城東	265円	30,981円
青森八戸	842円	33,428円
八戸高館	583円	22,295円
八戸港	289円	21,839円
是川	252円	15,346円
新尻内	427円	51,920円
八戸NW3棟	591円	27,122円
黒石	298円	15,037円
五所川原	(略)	21,638円
十和田	235円	25,949円
八戸三沢	371円	20,902円
むつ	(略)	17,664円
青森大湊	(略)	11,055円
青森小湊	148円	28,959円
蟹田	(略)	29,138円
鱒ヶ沢	268円	19,749円
浪岡	118円	12,799円
野辺地	165円	14,512円
七戸	(略)	17,338円
六ヶ所	170円	68,302円
三戸	195円	9,421円
八戸階上	(略)	21,069円

青森県

銭函	(略)	29,620円
才タモイ	148円	20,548円
岩見沢三笠	(略)	17,654円
江部乙	43円	27,245円
音江	46円	18,365円
鷺別	252円	27,663円
登別東	(略)	17,487円
七飯	(略)	33,692円
南茅部	(略)	16,049円
由仁	(略)	35,228円
栗山長沼	(略)	17,823円
新十津川	118円	30,290円
当麻	242円	21,523円
美深	(略)	19,482円
北見枝幸	(略)	22,646円
端野	446円	51,452円
虎杖浜	97円	33,782円
芽室	(略)	40,187円
札内	274円	24,093円
阿寒	184円	18,530円
岩内前田	165円	109,442円
卯原内	66円	62,294円
生田原	(略)	49,242円
登別温泉	140円	24,741円
夕張	105円	10,696円
花咲	59円	47,518円
有珠	82円	31,914円
栗沢	(略)	27,780円
風連	(略)	30,334円
広尾	(略)	14,009円
霧多布	165円	42,358円
蘭島	94円	60,257円
月形	118円	37,232円
斜里	(略)	18,623円
別海	(略)	58,159円
和寒	146円	25,738円
香深	(略)	49,831円
船泊	122円	52,639円
松森	537円	20,783円
沖館	(略)	20,432円
青森荒川	433円	16,306円
野内	(略)	53,814円
青森新城	(略)	20,680円
四ツ石	(略)	20,991円
東野内	191円	31,924円
弘前	319円	23,053円
弘前南	528円	34,765円
弘前城東	262円	30,968円
青森八戸	840円	33,414円
八戸高館	581円	22,289円
八戸港	287円	21,830円
是川	251円	15,340円
新尻内	424円	51,903円
八戸NW3棟	589円	27,110円
黒石	296円	15,031円
五所川原	(略)	21,629円
十和田	234円	25,940円
八戸三沢	370円	20,893円
むつ	(略)	17,657円
青森大湊	(略)	11,052円
青森小湊	146円	28,946円
蟹田	(略)	29,125円
鱒ヶ沢	265円	19,741円
浪岡	117円	12,794円
野辺地	164円	14,507円
七戸	(略)	17,331円
六ヶ所	168円	68,270円
三戸	194円	9,417円
八戸階上	(略)	21,059円

青森県

八戸大館	1,299円	23,671円
百石	218円	24,985円
八戸下田	(略)	30,471円
青森大畑	(略)	54,373円
木造	(略)	13,697円
大浦	161円	44,204円
弘前藤崎	162円	33,347円
大鰐	152円	21,338円
板柳	158円	33,166円
金木	378円	14,464円
六戸	187円	68,566円
上北	(略)	55,281円
五戸	(略)	17,436円
今別	455円	22,819円
陸奥常盤	227円	37,329円
上市川	(略)	29,570円
陸奥横浜	202円	22,637円
深浦	305円	32,242円
弘前森田	85円	34,484円
田舎館	87円	44,429円
乙供	110円	53,460円
天間林	61円	30,881円
田子	414円	26,855円
福地	308円	16,785円
北金ヶ沢	313円	33,835円
弘前新和	77円	25,953円
高杉	(略)	80,976円
奥内	100円	16,047円
新平賀	251円	84,510円
八戸南郷	279円	21,121円
長橋	63円	72,616円
四和	67円	40,123円
陸奥蓬田	176円	70,614円
弘前柏	207円	29,801円
車力	142円	77,206円
小阿弥	60円	35,228円
弘前中里	157円	30,393円
市浦	110円	27,206円
青森白糠	154円	81,386円
上名久井	245円	25,223円
諏訪平	372円	25,932円
倉石	108円	28,507円
青森新郷	124円	20,951円
尾上	52円	34,751円
小泊	270円	49,036円
青森大間	228円	28,815円
近川駅前	64円	25,056円
千歳平	(略)	26,848円
弘前石川	341円	20,635円
弘前鶴田	204円	24,202円
弘前梅沢	(略)	74,680円
稲垣	127円	68,993円
名川	244円	27,149円
青森	447円	43,443円
浅虫	182円	43,085円
温湯	(略)	22,703円
浜三沢	71円	16,682円
織笠	(略)	23,707円
国吉	192円	32,562円
弘前相馬	272円	73,812円
目屋	95円	33,603円
陸奥川内	274円	33,279円
佐井	144円	26,421円
盛岡2	815円	38,322円
盛岡仙北	1,367円	21,433円
盛岡上田	504円	34,775円
青山第二	491円	34,935円
盛岡飯岡	691円	23,247円
宮古2	485円	31,675円

岩手県

八戸大館	1,297円	23,661円
百石	217円	24,974円
八戸下田	(略)	30,457円
青森大畑	(略)	54,347円
木造	(略)	13,691円
大浦	160円	44,183円
弘前藤崎	161円	33,335円
大鰐	151円	21,331円
板柳	157円	33,157円
金木	375円	14,459円
六戸	185円	68,544円
上北	(略)	55,264円
五戸	(略)	17,429円
今別	451円	22,809円
陸奥常盤	226円	37,314円
上市川	(略)	29,561円
陸奥横浜	199円	22,629円
深浦	301円	32,227円
弘前森田	84円	34,473円
田舎館	86円	44,408円
乙供	109円	53,434円
天間林	60円	30,867円
田子	410円	26,844円
福地	306円	16,778円
北金ヶ沢	309円	33,820円
弘前新和	76円	25,941円
高杉	(略)	80,948円
奥内	99円	16,041円
新平賀	250円	84,472円
八戸南郷	277円	21,114円
長橋	62円	72,593円
四和	66円	40,105円
陸奥蓬田	174円	70,590円
弘前柏	206円	29,787円
車力	140円	77,182円
小阿弥	59円	35,213円
弘前中里	156円	30,379円
市浦	109円	27,194円
青森白糠	152円	81,359円
上名久井	244円	25,213円
諏訪平	370円	25,921円
倉石	107円	28,498円
青森新郷	123円	20,943円
尾上	50円	34,734円
小泊	269円	49,013円
青森大間	226円	28,802円
近川駅前	63円	25,047円
千歳平	(略)	26,836円
弘前石川	339円	20,626円
弘前鶴田	203円	24,191円
弘前梅沢	(略)	74,657円
稲垣	126円	68,968円
名川	242円	27,137円
青森	445円	43,425円
浅虫	181円	43,065円
温湯	(略)	22,694円
浜三沢	70円	16,676円
織笠	(略)	23,697円
国吉	190円	32,547円
弘前相馬	270円	73,788円
目屋	94円	33,587円
陸奥川内	271円	33,265円
佐井	143円	26,410円
盛岡2	814円	38,308円
盛岡仙北	1,366円	21,424円
盛岡上田	503円	34,760円
青山第二	488円	34,920円
盛岡飯岡	689円	23,236円
宮古2	483円	31,661円

岩手県

大船渡	(略)	64,698円
岩手水沢	267円	31,711円
花巻	301円	34,144円
新宮野目	436円	23,265円
北上	255円	21,923円
相去	345円	50,115円
久慈	314円	22,234円
遠野	255円	26,754円
一関	(略)	26,937円
陸前高田	161円	349,070円
釜石	(略)	43,995円
釜石上中島	619円	25,183円
江刺	(略)	31,001円
二戸	248円	16,419円
新西根	182円	31,697円
千厩	(略)	16,234円
宮古大野	(略)	14,823円
盛岡太田	264円	24,831円
滝沢	(略)	29,728円
藤根	196円	17,618円
赤荻	649円	24,760円
紫波	(略)	38,515円
矢巾	634円	46,185円
広瀬	81円	17,740円
盛岡乙部	234円	25,948円
江釣子	(略)	43,105円
雫石	215円	40,974円
岩手	315円	16,893円
石鳥谷	194円	21,769円
水沢西根	273円	24,007円
新平泉	289円	118,481円
岩泉	350円	18,731円
小鳥谷	322円	46,205円
摺沢	337円	19,631円
岩手川崎	143円	55,472円
水沢東山	177円	82,184円
津軽石	140円	87,850円
萩荘	(略)	19,433円
花巻温泉	229円	18,431円
宮古山田	110円	54,242円
鶴住居	605円	299,315円
種市	445円	35,829円
釜石広田	(略)	66,972円
金田一	310円	29,655円
渋民	242円	46,544円
好摩	491円	34,728円
水沢小山	219円	47,568円
胆沢	164円	49,425円
軽米	697円	29,797円
豊間根	691円	22,588円
住田	(略)	38,763円
細浦	217円	73,491円
田老	389円	243,802円
岩手上郷	295円	12,805円
釜石平田	291円	41,151円
六原	99円	18,074円
三陸	194円	80,214円
綾里	276円	32,537円
宮古小川	149円	34,355円
普代	408円	49,725円
宮古八木	278円	17,978円
湯口	146円	48,368円
和賀	155円	68,789円
滝沢駅前	275円	38,322円
大槌	113円	218,198円
一戸	251円	17,202円
伊手	103円	42,263円
上平沢	179円	25,471円
盛岡東和	166円	55,856円

大船渡	(略)	64,668円
岩手水沢	266円	31,699円
花巻	298円	34,132円
新宮野目	433円	23,254円
北上	254円	21,914円
相去	343円	50,098円
久慈	313円	22,225円
遠野	254円	26,742円
一関	(略)	26,927円
陸前高田	160円	348,988円
釜石	(略)	43,974円
釜石上中島	617円	25,173円
江刺	(略)	30,986円
二戸	246円	16,412円
新西根	181円	31,682円
千厩	(略)	16,227円
宮古大野	(略)	14,817円
盛岡太田	263円	24,820円
滝沢	(略)	29,715円
藤根	195円	17,609円
赤荻	648円	24,750円
紫波	(略)	38,496円
矢巾	633円	46,168円
広瀬	80円	17,734円
盛岡乙部	233円	25,937円
江釣子	(略)	43,089円
雫石	214円	40,960円
岩手	313円	16,886円
石鳥谷	193円	21,762円
水沢西根	272円	23,996円
新平泉	288円	118,438円
岩泉	349円	18,722円
小鳥谷	320円	46,184円
摺沢	336円	19,622円
岩手川崎	142円	55,451円
水沢東山	176円	82,153円
津軽石	139円	87,811円
萩荘	(略)	19,427円
花巻温泉	227円	18,424円
宮古山田	108円	54,216円
鶴住居	602円	299,226円
種市	443円	35,813円
釜石広田	(略)	66,949円
金田一	308円	29,643円
渋民	241円	46,530円
好摩	489円	34,711円
水沢小山	218円	47,550円
胆沢	163円	49,412円
軽米	694円	29,783円
豊間根	689円	22,582円
住田	(略)	38,753円
細浦	216円	73,457円
田老	385円	243,727円
岩手上郷	294円	12,802円
釜石平田	290円	41,134円
六原	98円	18,067円
三陸	190円	80,174円
綾里	274円	32,527円
宮古小川	148円	34,339円
普代	406円	49,711円
宮古八木	276円	17,970円
湯口	145円	48,346円
和賀	154円	68,766円
滝沢駅前	274円	38,306円
大槌	112円	218,133円
一戸	250円	17,194円
伊手	102円	42,243円
上平沢	178円	25,462円
盛岡東和	165円	55,840円

	九戸	263円	18,324円
	唐丹	539円	106,915円
	小本	(略)	18,009円
	姉体	(略)	26,264円
	二子	171円	20,522円
	水沢飯豊	(略)	63,951円
	盛岡西山	85円	54,459円
	葛巻	309円	121,203円
	平館	160円	39,506円
	東八幡平	229円	29,582円
	大迫	301円	48,508円
	金ヶ崎	(略)	47,658円
	前沢	(略)	58,737円
	衣川	(略)	35,887円
	花泉	550円	41,437円
	宮守	409円	32,471円
	安代	308円	64,473円
	田山	193円	34,273円
	湯田	112円	29,185円
	室根	156円	44,058円
	宮古新里	250円	41,037円
	浄法寺	447円	34,472円
	岩手大東	243円	37,557円
	水沢藤沢	406円	22,023円
	田野畑	296円	63,277円
	宮古川井	155円	56,256円
宮城県	仙台青葉通	3,678円	89,113円
	仙台長町	1,066円	36,458円
	台原	(略)	26,672円
	愛子	624円	36,811円
	岩切	(略)	232,385円
	仙台大高砂	(略)	28,598円
	鶴ヶ谷	(略)	49,842円
	苦竹料金	553円	33,552円
	榴ヶ岡	243円	38,723円
	南小泉	1,311円	16,259円
	荒井	889円	25,527円
	仙台中田	683円	23,929円
	西多賀	524円	23,304円
	仙台泉	976円	40,034円
	野村	660円	24,506円
	泉ヶ岳	111円	56,546円
	門脇	315円	33,310円
	塩釜	(略)	20,281円
	古川	(略)	33,326円
	気仙沼	121円	26,848円
	仙南白石	167円	30,961円
	名取	(略)	17,670円
	岩沼桜	(略)	22,575円
	仙南	231円	26,180円
	村田	227円	32,856円
	仙南船岡	580円	69,573円
	利府	753円	48,672円
	富谷	343円	41,351円
	明石交換所	311円	70,636円
	築館源光	214円	27,520円
	迫	(略)	56,782円
	宮城河北	(略)	45,031円
	矢本	787円	55,524円
	八木山	2,813円	27,042円
	多賀城	940円	35,309円
	仙台松島	(略)	21,295円
	七ヶ浜	218円	118,771円
	栗駒	(略)	14,348円
	折立	400円	25,117円
	三本木	(略)	44,203円
	仙台中山	1,157円	21,032円
	大衡	192円	24,061円
	中新田	(略)	29,511円

	九戸	261円	18,317円
	唐丹	536円	106,890円
	小本	(略)	18,003円
	姉体	(略)	26,251円
	二子	170円	20,513円
	水沢飯豊	(略)	63,929円
	盛岡西山	84円	54,434円
	葛巻	307円	121,163円
	平館	159円	39,488円
	東八幡平	228円	29,568円
	大迫	300円	48,492円
	金ヶ崎	(略)	47,642円
	前沢	(略)	58,719円
	衣川	(略)	35,877円
	花泉	548円	41,422円
	宮守	407円	32,457円
	安代	306円	64,448円
	田山	192円	34,258円
	湯田	111円	29,172円
	室根	154円	44,046円
	宮古新里	249円	41,024円
	浄法寺	445円	34,456円
	岩手大東	242円	37,547円
	水沢藤沢	404円	22,013円
	田野畑	294円	63,256円
	宮古川井	154円	56,237円
宮城県	仙台青葉通	3,677円	89,084円
	仙台長町	1,060円	36,442円
	台原	(略)	26,661円
	愛子	623円	36,795円
	岩切	(略)	232,324円
	仙台大高砂	(略)	28,589円
	鶴ヶ谷	(略)	49,820円
	苦竹料金	547円	33,538円
	榴ヶ岡	241円	38,707円
	南小泉	1,310円	16,254円
	荒井	887円	25,517円
	仙台中田	682円	23,920円
	西多賀	523円	23,297円
	仙台泉	970円	40,018円
	野村	656円	24,496円
	泉ヶ岳	110円	56,522円
	門脇	313円	33,294円
	塩釜	(略)	20,273円
	古川	(略)	33,315円
	気仙沼	120円	26,838円
	仙南白石	166円	30,948円
	名取	(略)	17,663円
	岩沼桜	(略)	22,566円
	仙南	230円	26,169円
	村田	226円	32,843円
	仙南船岡	575円	69,541円
	利府	752円	48,650円
	富谷	342円	41,332円
	明石交換所	307円	70,605円
	築館源光	212円	27,508円
	迫	(略)	56,763円
	宮城河北	(略)	45,018円
	矢本	784円	55,503円
	八木山	2,812円	27,031円
	多賀城	938円	35,294円
	仙台松島	(略)	21,286円
	七ヶ浜	215円	118,712円
	栗駒	(略)	14,343円
	折立	399円	25,106円
	三本木	(略)	44,182円
	仙台中山	1,155円	21,024円
	大衡	191円	24,050円
	中新田	(略)	29,497円

亘理	471円	44,484円
石越	168円	17,593円
歌津	244円	325,338円
角田	(略)	46,701円
鹿島台	226円	19,411円
生出	(略)	10,473円
仙台今泉	(略)	25,630円
仙南槻木	462円	29,736円
第2高館	258円	81,044円
古川中田	296円	34,126円
古川南郷	(略)	56,861円
若柳	170円	60,109円
渡波	266円	62,704円
西古川	204円	55,252円
石巻階上	385円	26,327円
関上	268円	13,797円
丸森	218円	36,082円
坂元	(略)	29,540円
山下	248円	28,581円
大郷	(略)	18,523円
古川小野田	243円	16,788円
古川松山	381円	32,512円
岩出山	195円	17,957円
涌谷	221円	32,749円
籠岳	148円	43,550円
田尻	435円	13,543円
小牛田	242円	25,959円
北浦駅前	(略)	26,398円
寺崎	(略)	13,304円
女川	76円	281,153円
志津川	21円	263,773円
本吉	542円	28,843円
唐桑	249円	163,779円
荒谷	231円	21,556円
芋沢	133円	55,294円
円田	126円	34,541円
色麻	183円	36,159円
古川鳴子	189円	29,995円
一迫	333円	26,108円
登米	217円	46,864円
古川南方	311円	49,114円
広淵	(略)	19,517円
野蒜	72円	55,839円
遠刈田	156円	15,251円
高清水	454円	21,359円
金成	(略)	43,676円
仙南北郷	128円	32,387円
古川宮崎	236円	24,923円
瀬峰	416円	25,255円
鷺沢	71円	29,109円
米谷	(略)	51,884円
宮城河南	(略)	14,301円
鳴瀬	(略)	39,114円
作並	163円	87,019円
仙南川崎	203円	40,926円
仙南大内	164円	50,027円
牡鹿	34円	148,494円
石巻津山	117円	43,360円
古川新田	178円	36,348円
古川米山	241円	26,477円
石巻雄勝	86円	156,868円
石巻大島	268円	22,837円
新棟秋田	318円	39,123円
秋田大町	(略)	34,602円
土崎	241円	18,685円
秋田仁井田	(略)	24,031円
能代	(略)	16,195円
東能代	161円	24,021円
横手	(略)	25,023円

秋田県

亘理	470円	44,466円
石越	167円	17,588円
歌津	240円	325,238円
角田	(略)	46,682円
鹿島台	225円	19,403円
生出	(略)	10,469円
仙台今泉	(略)	25,618円
仙南槻木	461円	29,723円
第2高館	257円	81,008円
古川中田	295円	34,116円
古川南郷	(略)	56,843円
若柳	169円	60,089円
渡波	263円	62,675円
西古川	203円	55,226円
石巻階上	384円	26,316円
関上	267円	13,791円
丸森	217円	36,066円
坂元	(略)	29,528円
山下	246円	28,568円
大郷	(略)	18,517円
古川小野田	241円	16,782円
古川松山	380円	32,498円
岩出山	194円	17,949円
涌谷	220円	32,734円
籠岳	147円	43,537円
田尻	434円	13,538円
小牛田	240円	25,949円
北浦駅前	(略)	26,388円
寺崎	(略)	13,298円
女川	74円	281,078円
志津川	19円	263,702円
本吉	541円	28,831円
唐桑	245円	163,697円
荒谷	230円	21,549円
芋沢	131円	55,269円
円田	125円	34,525円
色麻	182円	36,145円
古川鳴子	188円	29,982円
一迫	332円	26,100円
登米	216円	46,841円
古川南方	309円	49,098円
広淵	(略)	19,510円
野蒜	71円	55,817円
遠刈田	155円	15,245円
高清水	453円	21,353円
金成	(略)	43,660円
仙南北郷	127円	32,373円
古川宮崎	234円	24,916円
瀬峰	414円	25,248円
鷺沢	70円	29,101円
米谷	(略)	51,863円
宮城河南	(略)	14,296円
鳴瀬	(略)	39,096円
作並	162円	86,996円
仙南川崎	202円	40,913円
仙南大内	163円	50,014円
牡鹿	33円	148,420円
石巻津山	116円	43,345円
古川新田	177円	36,337円
古川米山	240円	26,470円
石巻雄勝	85円	156,790円
石巻大島	267円	22,828円
新棟秋田	317円	39,105円
秋田大町	(略)	34,590円
土崎	240円	18,677円
秋田仁井田	(略)	24,022円
能代	(略)	16,190円
東能代	160円	24,012円
横手	(略)	25,012円

秋田県

秋田大館	190円	15,382円
十二所	59円	22,097円
秋田本荘	(略)	22,809円
男鹿	(略)	16,184円
秋田湯沢	(略)	21,602円
大曲	147円	32,189円
鹿角	(略)	14,829円
大館鷹巣	(略)	24,022円
五城目	172円	26,020円
秋田追分	(略)	20,269円
天王	263円	21,550円
秋田大湯	(略)	42,607円
仁賀保	145円	22,997円
象潟	(略)	16,890円
横手神岡	106円	27,234円
角館	(略)	28,305円
西馬音内	313円	17,330円
東成瀬	(略)	42,677円
外旭川	245円	21,630円
釈迦内	(略)	25,081円
太平	102円	33,103円
下浜	(略)	26,099円
角間川	122円	45,648円
内小友	(略)	47,658円
比内	234円	14,009円
合川	(略)	35,169円
八郎潟	179円	23,015円
横手六郷	(略)	18,583円
森岳	302円	32,741円
由利	124円	26,861円
稲川	321円	29,101円
横手雄勝	342円	28,525円
八竜	181円	14,532円
琴丘	(略)	15,639円
刈和野	151円	34,920円
中仙	184円	26,107円
小坂	165円	23,102円
東由利	164円	21,130円
秋田太田	186円	33,553円
千畑	(略)	30,212円
秋田井川	255円	25,799円
飯田川	(略)	11,692円
若美	148円	23,033円
二ツ井	192円	25,931円
花岡	79円	22,638円
雄和	179円	32,654円
上小阿仁	137円	29,107円
八森	150円	28,323円
沢目	113円	32,751円
田沢湖	166円	31,445円
米内沢	(略)	16,572円
秋田船越	153円	24,567円
秋田河辺	(略)	17,275円
矢島	(略)	8,952円
秋田北浦	(略)	34,032円
金浦	264円	25,551円
八幡平	114円	31,781円
阿仁	145円	26,341円
横手神代	235円	45,517円
秋田脇本	(略)	32,129円
由利院内	304円	42,542円
平鹿	105円	13,694円
雄物川	218円	20,356円
西目	(略)	21,876円
増田	134円	29,311円
横手大森	264円	38,848円
秋田大内	273円	28,186円
秋田鳥海	121円	28,820円
西明寺	210円	34,756円

秋田大館	189円	15,376円
十二所	58円	22,087円
秋田本荘	(略)	22,799円
男鹿	(略)	16,177円
秋田湯沢	(略)	21,593円
大曲	146円	32,174円
鹿角	(略)	14,823円
大館鷹巣	(略)	24,013円
五城目	171円	26,009円
秋田追分	(略)	20,260円
天王	262円	21,541円
秋田大湯	(略)	42,589円
仁賀保	144円	22,986円
象潟	(略)	16,883円
横手神岡	105円	27,221円
角館	(略)	28,293円
西馬音内	312円	17,323円
東成瀬	(略)	42,659円
外旭川	244円	21,620円
釈迦内	(略)	25,070円
太平	101円	33,088円
下浜	(略)	26,088円
角間川	121円	45,627円
内小友	(略)	47,635円
比内	233円	14,003円
合川	(略)	35,154円
八郎潟	178円	23,005円
横手六郷	(略)	18,575円
森岳	301円	32,726円
由利	123円	26,851円
稲川	318円	29,088円
横手雄勝	340円	28,511円
八竜	180円	14,525円
琴丘	(略)	15,632円
刈和野	150円	34,904円
中仙	183円	26,095円
小坂	164円	23,092円
東由利	163円	21,122円
秋田太田	185円	33,538円
千畑	(略)	30,198円
秋田井川	254円	25,787円
飯田川	(略)	11,687円
若美	147円	23,023円
二ツ井	191円	25,920円
花岡	78円	22,628円
雄和	178円	32,639円
上小阿仁	136円	29,095円
八森	149円	28,312円
沢目	112円	32,738円
田沢湖	165円	31,431円
米内沢	(略)	16,565円
秋田船越	152円	24,556円
秋田河辺	(略)	17,269円
矢島	(略)	8,950円
秋田北浦	(略)	34,017円
金浦	262円	25,541円
八幡平	113円	31,766円
阿仁	144円	26,330円
横手神代	234円	45,496円
秋田脇本	(略)	32,114円
由利院内	301円	42,524円
平鹿	104円	13,688円
雄物川	217円	20,347円
西目	(略)	21,868円
増田	133円	29,297円
横手大森	263円	38,830円
秋田大内	272円	28,174円
秋田鳥海	120円	28,808円
西明寺	208円	34,741円

	横手山内	271円	34,455円
	須川	(略)	64,998円
	横手十文字	215円	12,397円
	横手金沢	168円	30,952円
	大館大湯	(略)	42,516円
	十和田南	(略)	25,887円
	早口	191円	21,204円
	秋田道川	(略)	26,000円
	秋田協和	204円	72,449円
	横手仙北	171円	22,128円
	後三年	173円	41,449円
	五里合	84円	21,311円
	藤里	149円	45,811円
	大雄	222円	29,594円
	外小友	164円	33,023円
山形県	山形	388円	27,261円
	山形金井	472円	16,884円
	山形十文字	270円	19,533円
	今塚	1,079円	109,692円
	あかねヶ丘	676円	37,119円
	米沢	266円	25,934円
	米沢窪田	(略)	23,783円
	八幡原	(略)	39,179円
	鶴岡	(略)	15,431円
	酒田2	(略)	29,210円
	酒田緑ヶ丘	317円	24,446円
	酒田高砂	124円	23,277円
	新庄	374円	27,694円
	寒河江	352円	33,204円
	山形上山	266円	19,050円
	村山	175円	29,880円
	長井	(略)	34,804円
	天童	(略)	33,119円
	高掬	(略)	10,237円
	神町	387円	19,430円
	東根	292円	28,620円
	尾花沢	311円	73,002円
	南陽	(略)	31,167円
	河北	160円	20,896円
	山形朝日	195円	15,892円
	白鷹	187円	17,901円
	余目	134円	15,700円
	藤島	(略)	37,648円
	酒田三川	190円	39,750円
	温海	(略)	41,179円
	山形小国	(略)	36,484円
	庄内朝日機械	124円	44,890円
	山形川西	(略)	26,540円
	酒田水沢	96円	40,930円
	袖浦	116円	27,188円
	山形大江	314円	32,450円
	山辺	370円	39,817円
	山形中山	355円	17,392円
	南原	(略)	28,380円
	宮内	(略)	35,428円
	高畠	305円	20,421円
	櫛引	(略)	29,511円
	白岩	363円	19,765円
	山形西川	(略)	34,105円
	糠野目	(略)	40,702円
	米沢飯豊	175円	26,282円
	酒田羽黒	(略)	53,871円
	本道寺	59円	80,464円
	山形平田	304円	19,752円
	酒田立川	218円	28,501円
	酒田松山	(略)	33,672円
	酒田三瀬	86円	30,946円
	山形金山	102円	28,407円
	真室川	(略)	30,140円

	横手山内	269円	34,440円
	須川	(略)	64,977円
	横手十文字	214円	12,392円
	横手金沢	167円	30,938円
	大館大湯	(略)	42,502円
	十和田南	(略)	25,875円
	早口	190円	21,194円
	秋田道川	(略)	25,990円
	秋田協和	203円	72,424円
	横手仙北	170円	22,118円
	後三年	172円	41,430円
	五里合	83円	21,302円
	藤里	148円	45,790円
	大雄	221円	29,581円
	外小友	163円	33,008円
山形県	山形	386円	27,250円
	山形金井	471円	16,877円
	山形十文字	269円	19,525円
	今塚	1,078円	109,660円
	あかねヶ丘	674円	37,105円
	米沢	265円	25,923円
	米沢窪田	(略)	23,773円
	八幡原	(略)	39,161円
	鶴岡	(略)	15,425円
	酒田2	(略)	29,199円
	酒田緑ヶ丘	315円	24,435円
	酒田高砂	123円	23,267円
	新庄	372円	27,683円
	寒河江	351円	33,190円
	山形上山	265円	19,045円
	村山	174円	29,868円
	長井	(略)	34,793円
	天童	(略)	33,106円
	高掬	(略)	10,233円
	神町	386円	19,423円
	東根	291円	28,611円
	尾花沢	310円	72,979円
	南陽	(略)	31,158円
	河北	159円	20,887円
	山形朝日	194円	15,885円
	白鷹	186円	17,894円
	余目	133円	15,695円
	藤島	(略)	37,630円
	酒田三川	189円	39,732円
	温海	(略)	41,163円
	山形小国	(略)	36,467円
	庄内朝日機械	123円	44,870円
	山形川西	(略)	26,528円
	酒田水沢	95円	40,912円
	袖浦	115円	27,180円
	山形大江	313円	32,434円
	山辺	369円	39,807円
	山形中山	354円	17,384円
	南原	(略)	28,368円
	宮内	(略)	35,416円
	高畠	304円	20,411円
	櫛引	(略)	29,498円
	白岩	362円	19,758円
	山形西川	(略)	34,089円
	糠野目	(略)	40,684円
	米沢飯豊	174円	26,270円
	酒田羽黒	(略)	53,846円
	本道寺	58円	80,425円
	山形平田	303円	19,742円
	酒田立川	217円	28,488円
	酒田松山	(略)	33,656円
	酒田三瀬	85円	30,934円
	山形金山	101円	28,394円
	真室川	(略)	30,126円

	中和田	192円	20,377円
	鼠ヶ関	128円	56,262円
	蔵王	184円	43,571円
	酒田大山	(略)	14,225円
	湯野浜	227円	68,515円
	本楯	(略)	34,802円
	泉田	(略)	34,848円
	村山大久保	214円	30,485円
	山形白鳥	216円	34,938円
	山形東郷	127円	54,017円
	福原	147円	36,040円
	大石田	164円	41,536円
	鮭川	124円	31,368円
	古口	(略)	33,202円
	遊佐	222円	19,676円
	吹浦	58円	39,513円
	酒田八幡	126円	33,730円
	舟形	194円	60,662円
	須田板	173円	34,257円
	山形玉野	(略)	30,997円
	清水	108円	35,166円
福島県	福島	(略)	44,079円
	福島清水	716円	23,857円
	福島佐倉	440円	20,313円
	瀬上	552円	14,620円
	福島大森	575円	20,519円
	蓬萊	350円	21,923円
	飯坂	254円	23,862円
	福島花園	551円	31,050円
	会津若松	425円	23,190円
	東栄町分局	731円	20,372円
	福島郡山	1,459円	24,402円
	郡山芳賀	687円	36,891円
	笹川	705円	21,014円
	日和田	(略)	37,640円
	喜久田	308円	39,708円
	大槻	669円	18,189円
	郡山守山	(略)	44,462円
	磐梯熱海	137円	52,027円
	いわき	(略)	32,779円
	小名浜	389円	27,348円
	勿来	387円	30,399円
	内郷	(略)	13,785円
	好間	576円	35,167円
	草野	(略)	14,221円
	いわき常磐	260円	20,081円
	四倉	436円	41,268円
	いわき若葉台	1,270円	20,981円
	いわき泉	568円	42,809円
	いわき玉川	443円	18,438円
	いわき窪田	475円	26,320円
	白河	(略)	31,952円
	福島原町	446円	26,172円
	郡山須賀川	295円	32,675円
	喜多方	319円	16,510円
	福島相馬	527円	16,952円
	二本松	(略)	17,316円
	福島藤田	(略)	28,926円
	二本松本宮	(略)	11,973円
	田島	(略)	24,220円
	猪苗代	277円	35,913円
	会津若松坂下	(略)	24,894円
郡山西郷	306円	27,257円	
郡山石川	335円	24,211円	
三春	227円	17,183円	
磐城富岡	466円	14,738円	
浪江	951円	23,633円	
会津山口	334円	22,970円	
会津若松広田	200円	51,835円	

	中和田	191円	20,369円
	鼠ヶ関	127円	56,246円
	蔵王	183円	43,552円
	酒田大山	(略)	14,219円
	湯野浜	225円	68,484円
	本楯	(略)	34,786円
	泉田	(略)	34,832円
	村山大久保	212円	30,470円
	山形白鳥	214円	34,921円
	山形東郷	125円	53,993円
	福原	146円	36,024円
	大石田	163円	41,517円
	鮭川	123円	31,353円
	古口	(略)	33,187円
	遊佐	221円	19,668円
	吹浦	57円	39,494円
	酒田八幡	125円	33,714円
	舟形	193円	60,642円
	須田板	172円	34,242円
	山形玉野	(略)	30,983円
	清水	107円	35,150円
福島県	福島	(略)	44,060円
	福島清水	714円	23,846円
	福島佐倉	439円	20,305円
	瀬上	551円	14,614円
	福島大森	574円	20,510円
	蓬萊	349円	21,913円
	飯坂	253円	23,852円
	福島花園	546円	31,037円
	会津若松	423円	23,181円
	東栄町分局	728円	20,364円
	福島郡山	1,457円	24,392円
	郡山芳賀	686円	36,874円
	笹川	703円	21,004円
	日和田	(略)	37,624円
	喜久田	307円	39,690円
	大槻	668円	18,181円
	郡山守山	(略)	44,441円
	磐梯熱海	136円	52,002円
	いわき	(略)	32,765円
	小名浜	388円	27,337円
	勿来	386円	30,386円
	内郷	(略)	13,779円
	好間	575円	35,151円
	草野	(略)	14,217円
	いわき常磐	259円	20,071円
	四倉	435円	41,249円
	いわき若葉台	1,263円	20,972円
	いわき泉	567円	42,796円
	いわき玉川	442円	18,430円
	いわき窪田	473円	26,309円
	白河	(略)	31,938円
	福島原町	444円	26,161円
	郡山須賀川	293円	32,661円
	喜多方	318円	16,505円
	福島相馬	525円	16,945円
	二本松	(略)	17,309円
	福島藤田	(略)	28,913円
	二本松本宮	(略)	11,969円
	田島	(略)	24,211円
	猪苗代	276円	35,896円
	会津若松坂下	(略)	24,884円
郡山西郷	305円	27,245円	
郡山石川	334円	24,200円	
三春	226円	17,176円	
磐城富岡	464円	14,732円	
浪江	950円	23,623円	
会津山口	333円	22,960円	
会津若松広田	199円	51,817円	

福島梁川	380円	32,740円
保原	397円	17,463円
江名	241円	32,564円
福島川俣	222円	21,616円
塙	(略)	23,413円
新地	450円	35,148円
小高	658円	35,351円
福島伊達	415円	41,737円
桑折	408円	21,911円
福島松川	266円	26,802円
鏡石	330円	14,808円
塩川	358円	38,427円
棚倉	273円	15,756円
郡山浅川	134円	29,078円
福島鹿島	349円	27,746円
柳津	80円	41,833円
飯野	(略)	33,109円
磐梯	183円	42,480円
霊山	200円	49,558円
橋本	(略)	21,164円
泉崎	(略)	48,244円
大玉	208円	29,236円
大林	326円	30,834円
表郷	(略)	37,676円
郡山中島	(略)	47,658円
湖南	124円	39,653円
白沢	144円	27,358円
多田野	(略)	19,766円
古殿	(略)	28,574円
西会津	104円	25,143円
北会津	(略)	20,709円
新鶴	235円	40,325円
いわき広野	291円	19,958円
久ノ浜	(略)	252,889円
船引	(略)	40,131円
鮫川	145円	14,802円
福島東和	293円	33,082円
郡山岩瀬	301円	29,203円
川桁	99円	34,403円
柳橋	184円	29,265円
岩代	118円	19,173円
郡山長沼	208円	32,679円
会津若松下郷	256円	21,723円
熱塩	139円	45,654円
山都	170円	21,668円
郡山東	(略)	22,154円
大信	(略)	33,391円
都路	104円	13,989円
常葉	163円	23,295円
檜葉	38円	24,585円
庭坂	(略)	21,108円
沼之内	353円	39,772円
いわき小川	277円	24,749円
上遠野	362円	22,316円
小作田	298円	19,032円
原釜	(略)	31,447円
裏磐梯	1,115円	73,178円
会津高田	295円	43,517円
会津本郷	218円	17,479円
郡山玉川	216円	20,008円
小野新町	305円	37,545円
大熊	596円	24,183円
いわき双葉	(略)	31,034円
飯舘	485円	23,697円
天栄	249円	26,633円
只見	346円	31,266円
会津若松吾妻	(略)	112,810円
矢祭	382円	19,941円
滝根	182円	26,061円

福島梁川	379円	32,725円
保原	396円	17,456円
江名	239円	32,549円
福島川俣	221円	21,607円
塙	(略)	23,402円
新地	448円	35,133円
小高	657円	35,335円
福島伊達	414円	41,718円
桑折	407円	21,902円
福島松川	265円	26,790円
鏡石	329円	14,802円
塩川	356円	38,410円
棚倉	272円	15,751円
郡山浅川	133円	29,066円
福島鹿島	347円	27,733円
柳津	79円	41,818円
飯野	(略)	33,094円
磐梯	182円	42,460円
霊山	199円	49,535円
橋本	(略)	21,155円
泉崎	(略)	48,229円
大玉	207円	29,224円
大林	323円	30,820円
表郷	(略)	37,659円
郡山中島	(略)	47,641円
湖南	123円	39,635円
白沢	143円	27,348円
多田野	(略)	19,758円
古殿	(略)	28,561円
西会津	103円	25,131円
北会津	(略)	20,700円
新鶴	234円	40,306円
いわき広野	290円	19,950円
久ノ浜	(略)	252,818円
船引	(略)	40,120円
鮫川	144円	14,797円
福島東和	291円	33,067円
郡山岩瀬	300円	29,190円
川桁	98円	34,388円
柳橋	183円	29,253円
岩代	117円	19,165円
郡山長沼	206円	32,664円
会津若松下郷	254円	21,714円
熱塩	138円	45,633円
山都	169円	21,658円
郡山東	(略)	22,146円
大信	(略)	33,376円
都路	103円	13,984円
常葉	162円	23,287円
檜葉	36円	24,576円
庭坂	(略)	21,100円
沼之内	352円	39,753円
いわき小川	276円	24,739円
上遠野	360円	22,308円
小作田	297円	19,024円
原釜	(略)	31,433円
裏磐梯	1,107円	73,154円
会津高田	294円	43,496円
会津本郷	217円	17,471円
郡山玉川	215円	20,001円
小野新町	304円	37,528円
大熊	595円	24,172円
いわき双葉	(略)	31,021円
飯舘	484円	23,688円
天栄	247円	26,622円
只見	345円	31,252円
会津若松吾妻	(略)	112,758円
矢祭	381円	19,933円
滝根	181円	26,051円

	大越	41円	37,382円
	郡山七郷	233円	20,801円
	移	201円	28,297円
茨城県	水戸大町	581円	46,899円
	茨城赤塚	556円	35,002円
	水戸吉田	350円	20,222円
	千波	581円	28,818円
	多賀	380円	20,188円
	久慈浜	(略)	15,430円
	日立別館	308円	23,789円
	茨城日高	274円	42,645円
	土浦	(略)	44,039円
	荒川沖	(略)	16,602円
	神立	(略)	34,162円
	石岡国府	405円	33,189円
	下館別館	387円	20,706円
	下館川島	319円	15,419円
	結城	(略)	21,718円
	結城南	227円	20,203円
	竜ヶ崎	83円	32,634円
	土浦佐貫	468円	25,578円
	那珂湊	316円	18,402円
	阿字ヶ浦	449円	20,182円
	下妻	321円	32,003円
	水海道菅生	451円	34,566円
	水海道別	517円	46,896円
	茨城勝田	357円	27,952円
	高萩	202円	32,314円
	北茨城	221円	19,466円
	取手	476円	23,583円
	茨城岩井	186円	35,333円
	土浦牛久	789円	23,086円
	つくば	(略)	41,268円
	大穂	733円	17,881円
	桜	243円	20,441円
	つくば北	(略)	23,341円
	筑波山	348円	20,087円
	吉沼	98円	40,010円
	筑波谷田部	383円	19,862円
	土浦豊里	427円	29,046円
	大洗	448円	15,581円
	友部	(略)	41,634円
	茨城東海	(略)	21,134円
	那珂	(略)	7,728円
	常陸大宮	(略)	28,703円
	金砂郷	(略)	14,347円
十王	(略)	25,960円	
常陸鹿島	549円	23,795円	
神栖	486円	22,735円	
茨城萩原	266円	17,526円	
潮来延方	344円	14,713円	
美浦	221円	36,402円	
谷和原	443円	37,484円	
守谷清水	728円	55,745円	
古河2	650円	18,925円	
古河旭	1,208円	10,121円	
総和2	313円	45,566円	
古河南	381円	27,256円	
茨城境	382円	38,200円	
石岡東	377円	58,567円	
石岡	540円	49,216円	
常陸太田別館	328円	23,675円	
羽鳥	283円	15,372円	
千葉若松	134円	26,549円	
矢田部	259円	45,211円	
阿見	356円	10,283円	
高場	(略)	43,994円	
笠間	360円	18,152円	
稲戸井	543円	18,842円	

	大越	40円	37,365円
	郡山七郷	232円	20,794円
	移	200円	28,285円
茨城県	水戸大町	580円	46,880円
	茨城赤塚	555円	34,987円
	水戸吉田	349円	20,215円
	千波	579円	28,809円
	多賀	379円	20,180円
	久慈浜	(略)	15,424円
	日立別館	306円	23,780円
	茨城日高	273円	42,627円
	土浦	(略)	44,021円
	荒川沖	(略)	16,595円
	神立	(略)	34,151円
	石岡国府	404円	33,177円
	下館別館	385円	20,697円
	下館川島	317円	15,414円
	結城	(略)	21,709円
	結城南	226円	20,195円
	竜ヶ崎	82円	32,619円
	土浦佐貫	467円	25,567円
	那珂湊	314円	18,395円
	阿字ヶ浦	447円	20,173円
	下妻	318円	31,989円
	水海道菅生	449円	34,557円
	水海道別	512円	46,875円
	茨城勝田	356円	27,940円
	高萩	201円	32,303円
	北茨城	219円	19,459円
	取手	475円	23,574円
	茨城岩井	185円	35,320円
	土浦牛久	788円	23,076円
	つくば	(略)	41,251円
	大穂	731円	17,874円
	桜	242円	20,432円
	つくば北	(略)	23,332円
	筑波山	346円	20,080円
	吉沼	97円	39,997円
	筑波谷田部	382円	19,853円
	土浦豊里	425円	29,036円
	大洗	446円	15,574円
	友部	(略)	41,616円
	茨城東海	(略)	21,125円
	那珂	(略)	7,726円
	常陸大宮	(略)	28,690円
	金砂郷	(略)	14,343円
十王	(略)	25,951円	
常陸鹿島	541円	23,785円	
神栖	480円	22,725円	
茨城萩原	263円	17,519円	
潮来延方	340円	14,707円	
美浦	220円	36,390円	
谷和原	441円	37,467円	
守谷清水	723円	55,726円	
古河2	649円	18,918円	
古河旭	1,202円	10,117円	
総和2	312円	45,546円	
古河南	380円	27,244円	
茨城境	380円	38,187円	
石岡東	374円	58,541円	
石岡	533円	49,196円	
常陸太田別館	327円	23,665円	
羽鳥	282円	15,365円	
千葉若松	133円	26,537円	
矢田部	258円	45,196円	
阿見	355円	10,278円	
高場	(略)	43,975円	
笠間	359円	18,144円	
稲戸井	541円	18,834円	

茨城	282円	57,116円
茨城岩瀬	271円	22,847円
大子	242円	29,485円
鉾田	176円	19,680円
江戸崎	161円	14,998円
伊奈	346円	86,710円
藤代蔵前	485円	29,047円
奥野	156円	13,808円
牛堀	388円	36,357円
阿見南	134円	10,009円
茨城東	76円	24,675円
総和	313円	25,023円
岡田	186円	36,753円
関城	(略)	23,299円
茨城協和	477円	12,489円
利根	133円	7,859円
いばらき旭	102円	26,334円
常澄	228円	27,520円
内原	948円	16,002円
石岡大野	176円	30,342円
茎崎	203円	17,223円
新利根	112円	24,294円
岩間	(略)	19,276円
八郷	87円	13,473円
茨城鳥栖	109円	25,659円
湊沼	162円	23,448円
瓜連	492円	17,842円
茨城北浦	73円	15,757円
茨城玉造	(略)	23,238円
常北	270円	30,261円
岡郷	179円	10,434円
五霞	183円	13,491円
茨城八千代	280円	29,982円
大洋	(略)	10,344円
茨城土浦	(略)	35,422円
波崎	244円	39,362円
茨城出島	119円	27,657円
沖宿	123円	15,322円
潮来	217円	41,024円
明野	139円	26,333円
真壁	(略)	19,799円
茨城千代田	312円	31,091円
茨城大津	293円	17,740円
茨城稲田	(略)	27,666円
七郷	194円	15,427円
桂	(略)	19,387円
土浦河内	124円	18,538円
美野里	(略)	30,415円
新治	180円	15,108円
茨城麻生	181円	42,542円
飯富	199円	19,341円
国田	218円	13,081円
菅原	199円	57,540円
行方	89円	14,112円
蔵川	105円	20,210円
出島東	(略)	22,930円
小幡	(略)	19,622円
雨引	229円	21,053円
八俣	108円	13,467円
猿島	(略)	44,872円
御前山	155円	16,042円
茨城三和	775円	30,071円
沓掛	153円	19,775円
いばらき小川	176円	70,273円
山方	208円	15,711円
水府	66円	8,086円
茨城桜川	(略)	13,218円
石下	(略)	27,203円
茨城美和	241円	79,008円

茨城	281円	57,094円
茨城岩瀬	270円	22,837円
大子	239円	29,473円
鉾田	175円	19,673円
江戸崎	160円	14,992円
伊奈	343円	86,681円
藤代蔵前	482円	29,035円
奥野	155円	13,804円
牛堀	384円	36,344円
阿見南	133円	10,006円
茨城東	75円	24,664円
総和	312円	25,012円
岡田	184円	36,743円
関城	(略)	23,289円
茨城協和	476円	12,486円
利根	132円	7,857円
いばらき旭	101円	26,322円
常澄	227円	27,510円
内原	947円	15,995円
石岡大野	175円	30,332円
茎崎	201円	17,216円
新利根	111円	24,286円
岩間	(略)	19,268円
八郷	86円	13,468円
茨城鳥栖	108円	25,647円
湊沼	161円	23,438円
瓜連	490円	17,834円
茨城北浦	72円	15,751円
茨城玉造	(略)	23,229円
常北	269円	30,251円
岡郷	178円	10,431円
五霞	182円	13,487円
茨城八千代	279円	29,969円
大洋	(略)	10,341円
茨城土浦	(略)	35,407円
波崎	243円	39,344円
茨城出島	118円	27,646円
沖宿	122円	15,316円
潮来	216円	41,011円
明野	138円	26,322円
真壁	(略)	19,792円
茨城千代田	311円	31,077円
茨城大津	292円	17,733円
茨城稲田	(略)	27,656円
七郷	192円	15,421円
桂	(略)	19,378円
土浦河内	123円	18,531円
美野里	(略)	30,401円
新治	179円	15,101円
茨城麻生	180円	42,528円
飯富	198円	19,333円
国田	217円	13,077円
菅原	197円	57,514円
行方	88円	14,106円
蔵川	104円	20,201円
出島東	(略)	22,923円
小幡	(略)	19,615円
雨引	228円	21,045円
八俣	107円	13,463円
猿島	(略)	44,853円
御前山	154円	16,037円
茨城三和	774円	30,057円
沓掛	152円	19,768円
いばらき小川	175円	70,250円
山方	206円	15,705円
水府	65円	8,085円
茨城桜川	(略)	13,214円
石下	(略)	27,191円
茨城美和	238円	78,975円

栃木県

宇都宮	(略)	51,654円
宇都宮平出	(略)	28,810円
道場宿	(略)	50,998円
瑞穂野	239円	21,419円
徳次郎	544円	28,299円
砥上	581円	41,049円
江曾島	(略)	13,197円
雀宮	834円	43,493円
足利	(略)	35,896円
足利相生	503円	34,740円
足利西	345円	17,620円
足利南	(略)	20,878円
栃木	376円	37,513円
栃木北	372円	30,830円
佐野	300円	25,418円
鹿沼	327円	22,250円
北犬飼	275円	22,724円
日光	371円	59,866円
今市	(略)	28,653円
栃木小山	831円	55,450円
雨ヶ谷	411円	9,403円
延島	(略)	16,448円
真岡	(略)	30,366円
大田原2	242円	23,588円
矢板	556円	21,990円
黒磯	390円	27,966円
上三川	521円	18,726円
栃木河内	560円	47,721円
栃木芳賀	339円	30,269円
栃木壬生2	1,781円	17,997円
石橋	604円	27,628円
栃木小金井	634円	36,257円
新野木	616円	102,920円
栃木大平	406円	20,593円
岩舟	(略)	20,732円
鬼怒川川治	(略)	20,409円
宝積寺	(略)	13,787円
栃木烏山	220円	13,852円
西那須野2	386円	17,884円
田沼	362円	11,144円
益子	364円	26,866円
間々田	(略)	45,435円
栃木城山	(略)	14,331円
南犬飼	438円	19,343円
氏家別	449円	31,681円
葛生2	338円	30,506円
赤見	(略)	57,127円
薬師寺	194円	14,385円
小山西	(略)	28,085円
卒島	268円	10,337円
栃木富田	314円	24,232円
栃木藤岡2	282円	14,439円
栃木田原	189円	26,081円
栃木西方	169円	13,429円
上河内	230円	29,480円
野崎	245円	132,447円
佐久山	141円	16,403円
片岡	247円	29,532円
東那須野	285円	11,503円
栃木梅沢	(略)	52,839円
楡木	179円	94,527円
栃木大沢	189円	17,596円
伊王野2	139円	26,450円
喜連川	(略)	51,778円
馬頭	(略)	19,311円
黒羽	(略)	14,860円
黒田原	(略)	34,363円
栃木二宮	278円	19,520円
市貝	277円	20,861円

栃木県

宇都宮	(略)	51,634円
宇都宮平出	(略)	28,798円
道場宿	(略)	50,984円
瑞穂野	238円	21,411円
徳次郎	543円	28,286円
砥上	579円	41,037円
江曾島	(略)	13,192円
雀宮	833円	43,479円
足利	(略)	35,883円
足利相生	502円	34,729円
足利西	344円	17,612円
足利南	(略)	20,872円
栃木	374円	37,497円
栃木北	371円	30,819円
佐野	299円	25,408円
鹿沼	326円	22,240円
北犬飼	274円	22,716円
日光	369円	59,850円
今市	(略)	28,642円
栃木小山	829円	55,429円
雨ヶ谷	409円	9,400円
延島	(略)	16,442円
真岡	(略)	30,354円
大田原2	241円	23,579円
矢板	552円	21,981円
黒磯	388円	27,954円
上三川	520円	18,718円
栃木河内	559円	47,708円
栃木芳賀	338円	30,255円
栃木壬生2	1,779円	17,989円
石橋	600円	27,616円
栃木小金井	631円	36,242円
新野木	612円	102,884円
栃木大平	405円	20,584円
岩舟	(略)	20,723円
鬼怒川川治	(略)	20,401円
宝積寺	(略)	13,782円
栃木烏山	219円	13,849円
西那須野2	385円	17,876円
田沼	361円	11,140円
益子	363円	26,854円
間々田	(略)	45,415円
栃木城山	(略)	14,325円
南犬飼	437円	19,336円
氏家別	448円	31,669円
葛生2	337円	30,492円
赤見	(略)	57,108円
薬師寺	193円	14,380円
小山西	(略)	28,076円
卒島	267円	10,333円
栃木富田	312円	24,221円
栃木藤岡2	281円	14,433円
栃木田原	188円	26,074円
栃木西方	168円	13,425円
上河内	229円	29,472円
野崎	244円	132,412円
佐久山	140円	16,397円
片岡	246円	29,523円
東那須野	284円	11,500円
栃木梅沢	(略)	52,819円
楡木	178円	94,504円
栃木大沢	188円	17,590円
伊王野2	138円	26,438円
喜連川	(略)	51,759円
馬頭	(略)	19,306円
黒羽	(略)	14,854円
黒田原	(略)	34,348円
栃木二宮	277円	19,512円
市貝	276円	20,856円

	南那須	198円	25,322円
	文挾	143円	25,249円
	栃木粟野	288円	36,202円
	玉生	250円	23,639円
	熟田	126円	25,259円
	栃木小川	421円	34,382円
	塩原2	230円	15,407円
	関谷	(略)	14,421円
	栃木茂木	262円	30,991円
	湯津上	265円	13,298円
	足尾交換局2	288円	17,993円
	栃木水橋	(略)	33,578円
	船生	135円	25,033円
	栃木大宮	151円	36,694円
	川治	138円	25,802円
	栃木2	376円	36,994円
	那須横沢	97円	23,519円
	那須	(略)	77,798円
	那須大沢	(略)	29,573円
	南摩	380円	25,151円
群馬県	前橋	660円	54,310円
	野中別	847円	24,805円
	前橋元総社	527円	39,476円
	佐島	414円	25,453円
	前橋芳賀	232円	37,932円
	国領	(略)	38,324円
	群馬高崎	(略)	50,322円
	高崎支店別1	(略)	32,256円
	高崎問屋町	527円	34,538円
	倉賀野	(略)	16,852円
	大類	1,023円	25,586円
	群馬長野	901円	19,868円
	桐生錦町	232円	18,457円
	桐生相生	540円	65,384円
	伊勢崎	421円	48,683円
	豊受	(略)	32,825円
	群馬太田	871円	43,108円
	太田九合	799円	17,317円
	宝泉	418円	21,576円
	群馬沼田	800円	37,464円
	館林支別1	273円	25,675円
	群馬渋川	404円	21,149円
	群馬藤岡	(略)	32,039円
	群馬富岡	(略)	26,467円
	群馬安中	470円	16,635円
	新群馬町	429円	24,090円
	群馬新町	322円	10,341円
	群馬長野原	441円	31,444円
	草津温泉	300円	42,995円
	玉村	490円	48,236円
	笠懸	165円	18,875円
	大間々	(略)	18,610円
	群馬大泉	(略)	18,616円
	中之条	(略)	28,828円
	高林	(略)	13,259円
	毛里田	221円	26,712円
	群馬川内	363円	16,050円
	赤城	134円	28,216円
	群馬富士見	336円	21,080円
	群馬原町	(略)	30,787円
	北軽井沢	(略)	25,254円
	采女	272円	29,823円
	藪塚本町	(略)	16,623円
	群馬板倉	719円	31,210円
	群馬川俣	325円	29,355円
	赤岩	269円	19,082円
	吉井	450円	16,393円
	大胡	324円	24,915円
	粕川	315円	24,361円

	南那須	197円	25,315円
	文挾	142円	25,237円
	栃木粟野	287円	36,192円
	玉生	249円	23,632円
	熟田	125円	25,252円
	栃木小川	420円	34,371円
	塩原2	229円	15,401円
	関谷	(略)	14,417円
	栃木茂木	261円	30,981円
	湯津上	264円	13,294円
	足尾交換局2	286円	17,986円
	栃木水橋	(略)	33,569円
	船生	134円	25,026円
	栃木大宮	150円	36,677円
	川治	137円	25,791円
	栃木2	374円	36,982円
	那須横沢	96円	23,513円
	那須	(略)	77,779円
	那須大沢	(略)	29,565円
	南摩	379円	25,144円
群馬県	前橋	659円	54,290円
	野中別	845円	24,795円
	前橋元総社	526円	39,463円
	佐島	413円	25,442円
	前橋芳賀	231円	37,921円
	国領	(略)	38,309円
	群馬高崎	(略)	50,302円
	高崎支店別1	(略)	32,244円
	高崎問屋町	525円	34,524円
	倉賀野	(略)	16,846円
	大類	1,021円	25,577円
	群馬長野	900円	19,859円
	桐生錦町	231円	18,449円
	桐生相生	537円	65,367円
	伊勢崎	420円	48,665円
	豊受	(略)	32,811円
	群馬太田	870円	43,090円
	太田九合	797円	17,311円
	宝泉	417円	21,567円
	群馬沼田	797円	37,452円
	館林支別1	272円	25,664円
	群馬渋川	403円	21,141円
	群馬藤岡	(略)	32,029円
	群馬富岡	(略)	26,457円
	群馬安中	469円	16,629円
	新群馬町	426円	24,080円
	群馬新町	321円	10,337円
	群馬長野原	439円	31,430円
	草津温泉	299円	42,977円
	玉村	489円	48,216円
	笠懸	164円	18,870円
	大間々	(略)	18,603円
	群馬大泉	(略)	18,608円
	中之条	(略)	28,816円
	高林	(略)	13,255円
	毛里田	220円	26,703円
	群馬川内	362円	16,045円
	赤城	133円	28,205円
	群馬富士見	335円	21,071円
	群馬原町	(略)	30,775円
	北軽井沢	(略)	25,241円
	采女	270円	29,810円
	藪塚本町	(略)	16,616円
	群馬板倉	716円	31,198円
	群馬川俣	324円	29,343円
	赤岩	268円	19,074円
	吉井	449円	16,387円
	大胡	323円	24,906円
	粕川	314円	24,351円

榛名	592円	28,110円
箕郷	406円	17,778円
鬼石	174円	22,915円
下仁田交換七	(略)	19,467円
甘楽	199円	17,860円
松井田	445円	15,169円
月夜野	311円	27,232円
群馬水上	(略)	37,872円
群馬布施	443円	34,939円
原市	301円	20,410円
浅間高原	86円	28,114円
子持	185円	32,366円
群馬吉岡	(略)	22,452円
邑楽	(略)	15,120円
群馬城南	323円	19,467円
駒形	681円	22,478円
梅田	(略)	28,448円
群馬新里	(略)	75,412円
新国定	618円	124,804円
群馬境交換七	(略)	20,887円
尾島	(略)	26,306円
群馬新田	(略)	13,992円
新田金井	249円	25,167円
新南蛇井	487円	72,856円
北橋	200円	31,663円
渋川伊香保	341円	18,861円
群馬岩崎	106円	21,214円
館林東	201円	31,074円
倉淵	368円	61,064円
警戸	213円	37,106円
孺恋	522円	22,567円
追貝	390円	37,926円
片品	378円	66,159円
伊勢崎支別1	421円	30,278円
猿ヶ京	536円	21,540円
川越	1,531円	39,187円
川越新宿	2,641円	34,562円
南古谷	2,592円	67,151円
川越霞ヶ関	3,106円	22,936円
熊谷末広	616円	35,710円
三ヶ尻	1,070円	25,439円
埼玉川口	4,467円	38,741円
川口青木	3,762円	41,994円
川口芝	2,098円	30,585円
安行	3,043円	29,492円
浦和東	5,102円	24,767円
浦和白幡	3,713円	20,305円
浦和常盤	2,056円	42,127円
中尾	2,010円	25,779円
浦和美園	1,509円	61,232円
埼玉大宮	(略)	41,522円
大宮東大成	1,862円	27,106円
大宮大和田	1,415円	19,421円
大宮指扇	1,476円	22,173円
行田別館	537円	18,975円
秩父	683円	24,233円
所沢	2,746円	30,622円
所沢元町	3,118円	24,844円
所沢北野	1,103円	17,104円
所沢東	2,067円	23,912円
所沢下富	1,400円	20,619円
飯能緑町	1,582円	32,391円
原市場	673円	31,328円
吾野	703円	32,725円
加須	470円	26,154円
加須花崎	505円	22,125円
埼玉本庄	584円	23,113円
東松山2	1,162円	19,001円
岩槻	(略)	34,420円

埼玉県

榛名	591円	28,101円
箕郷	405円	17,771円
鬼石	173円	22,905円
下仁田交換七	(略)	19,459円
甘楽	198円	17,853円
松井田	443円	15,164円
月夜野	310円	27,221円
群馬水上	(略)	37,856円
群馬布施	440円	34,926円
原市	300円	20,401円
浅間高原	84円	28,102円
子持	184円	32,352円
群馬吉岡	(略)	22,445円
邑楽	(略)	15,114円
群馬城南	322円	19,459円
駒形	680円	22,472円
梅田	(略)	28,437円
群馬新里	(略)	75,385円
新国定	614円	124,765円
群馬境交換七	(略)	20,880円
尾島	(略)	26,298円
群馬新田	(略)	13,987円
新田金井	247円	25,155円
新南蛇井	482円	72,830円
北橋	199円	31,650円
渋川伊香保	339円	18,853円
群馬岩崎	105円	21,205円
館林東	200円	31,062円
倉淵	366円	61,046円
警戸	211円	37,092円
孺恋	518円	22,558円
追貝	388円	37,910円
片品	376円	66,138円
伊勢崎支別1	420円	30,266円
猿ヶ京	534円	21,531円
川越	1,530円	39,172円
川越新宿	2,630円	34,547円
南古谷	2,590円	67,129円
川越霞ヶ関	3,104円	22,926円
熊谷末広	615円	35,695円
三ヶ尻	1,069円	25,428円
埼玉川口	4,458円	38,725円
川口青木	3,760円	41,978円
川口芝	2,097円	30,573円
安行	3,042円	29,479円
浦和東	5,100円	24,756円
浦和白幡	3,711円	20,297円
浦和常盤	2,053円	42,112円
中尾	2,007円	25,768円
浦和美園	1,508円	61,202円
埼玉大宮	(略)	41,506円
大宮東大成	1,859円	27,094円
大宮大和田	1,414円	19,412円
大宮指扇	1,475円	22,164円
行田別館	536円	18,967円
秩父	681円	24,222円
所沢	2,738円	30,608円
所沢元町	3,117円	24,834円
所沢北野	1,097円	17,097円
所沢東	2,065円	23,901円
所沢下富	1,397円	20,610円
飯能緑町	1,576円	32,379円
原市場	671円	31,315円
吾野	700円	32,710円
加須	468円	26,144円
加須花崎	502円	22,116円
埼玉本庄	583円	23,104円
東松山2	1,158円	18,993円
岩槻	(略)	34,406円

埼玉県

和土	817円	13,460円
春日部武里	1,454円	25,493円
春日部八木崎	1,294円	38,786円
狭山2	(略)	12,993円
狭山入曾	4,127円	27,353円
埼玉羽生	370円	15,280円
鴻巣	(略)	23,262円
埼玉深谷2	(略)	22,367円
上尾	1,628円	27,836円
新平方	1,959円	22,607円
浦和与野	2,976円	20,671円
草加局舎1	1,204円	40,961円
草加弁天	1,087円	19,503円
草加清門	1,670円	24,293円
越谷	2,028円	36,690円
越谷大里	1,338円	25,155円
越谷蒲生	2,151円	43,909円
蕨戸田	2,551円	37,693円
西戸田	2,459円	32,777円
入間	3,731円	19,031円
入間西武	1,020円	62,706円
入間宮寺	(略)	19,154円
入間金子	949円	30,387円
鳩ヶ谷	2,241円	24,804円
朝霞	1,590円	27,016円
志木	3,059円	25,250円
新座	2,163円	17,392円
埼玉加納	273円	19,408円
桶川	1,431円	43,063円
久喜2	1,415円	31,823円
鴻巣北本	2,779円	16,914円
草加八潮	1,761円	24,454円
埼玉富士見	1,915円	19,421円
埼玉三郷	1,775円	21,364円
三郷鷹野	1,254円	17,226円
三郷小谷堀	1,203円	28,009円
蓮田	1,229円	29,166円
坂戸本町	1,260円	19,104円
幸手	453円	22,487円
鶴ヶ島	1,097円	20,139円
武蔵日高電2	2,026円	23,923円
埼玉吉川	1,560円	24,920円
上尾伊奈	647円	28,640円
埼玉吹上2	900円	33,942円
大井	2,913円	29,509円
川越三芳	941円	28,127円
毛呂山2	478円	23,523円
嵐山	(略)	38,753円
埼玉小川別	417円	32,079円
川越川島	369円	50,415円
埼玉吉見	(略)	18,147円
皆野	(略)	57,000円
熊谷吉田	324円	20,994円
埼玉江南	(略)	20,709円
妻沼	367円	20,002円
埼玉岡部	479円	17,575円
寄居	(略)	17,478円
川里	234円	35,079円
大利根	353円	18,845円
白岡	1,413円	21,848円
菫蒲	(略)	33,627円
埼玉栗橋	599円	26,847円
鷺宮	660円	26,686円
杉戸別館	899円	21,485円
第二松伏	935円	27,063円
新庄和	1,555円	78,169円
箕田	573円	14,235円
埼玉滑川	571円	25,930円
児玉	288円	53,890円

和土	814円	13,454円
春日部武里	1,453円	25,483円
春日部八木崎	1,292円	38,772円
狭山2	(略)	12,987円
狭山入曾	4,119円	27,341円
埼玉羽生	367円	15,275円
鴻巣	(略)	23,252円
埼玉深谷2	(略)	22,357円
上尾	1,627円	27,825円
新平方	1,957円	22,598円
浦和与野	2,973円	20,662円
草加局舎1	1,203円	40,946円
草加弁天	1,084円	19,496円
草加清門	1,665円	24,283円
越谷	2,027円	36,676円
越谷大里	1,335円	25,144円
越谷蒲生	2,144円	43,891円
蕨戸田	2,549円	37,675円
西戸田	2,457円	32,762円
入間	3,728円	19,023円
入間西武	1,019円	62,684円
入間宮寺	(略)	19,146円
入間金子	948円	30,375円
鳩ヶ谷	2,239円	24,795円
朝霞	1,584円	27,006円
志木	3,056円	25,239円
新座	2,160円	17,384円
埼玉加納	272円	19,400円
桶川	1,429円	43,047円
久喜2	1,412円	31,808円
鴻巣北本	2,776円	16,906円
草加八潮	1,759円	24,443円
埼玉富士見	1,913円	19,413円
埼玉三郷	1,773円	21,355円
三郷鷹野	1,252円	17,219円
三郷小谷堀	1,201円	27,997円
蓮田	1,228円	29,153円
坂戸本町	1,259円	19,096円
幸手	452円	22,478円
鶴ヶ島	1,096円	20,130円
武蔵日高電2	2,022円	23,912円
埼玉吉川	1,559円	24,909円
上尾伊奈	646円	28,628円
埼玉吹上2	897円	33,927円
大井	2,909円	29,499円
川越三芳	939円	28,115円
毛呂山2	476円	23,513円
嵐山	(略)	38,739円
埼玉小川別	416円	32,064円
川越川島	368円	50,399円
埼玉吉見	(略)	18,138円
皆野	(略)	56,984円
熊谷吉田	322円	20,986円
埼玉江南	(略)	20,700円
妻沼	366円	19,994円
埼玉岡部	478円	17,567円
寄居	(略)	17,471円
川里	233円	35,063円
大利根	352円	18,837円
白岡	1,411円	21,839円
菫蒲	(略)	33,611円
埼玉栗橋	598円	26,835円
鷺宮	658円	26,676円
杉戸別館	895円	21,476円
第二松伏	928円	27,051円
新庄和	1,544円	78,139円
箕田	571円	14,228円
埼玉滑川	570円	25,919円
児玉	287円	53,876円

慈恩寺	338円	26,803円
神川	171円	32,312円
上里	501円	21,527円
熊谷豊里	(略)	31,276円
北川辺	198円	15,790円
行田北河原	162円	26,388円
行田埼玉	257円	17,528円
加須樋遣川	163円	71,071円
高坂	1,357円	20,795円
曹山	371円	21,352円
川通	421円	57,716円
みろく	(略)	24,682円
埼玉平野	410円	104,851円
幸手八代	479円	80,523円
越生	(略)	49,418円
埼玉玉川	345円	26,927円
長瀨	572円	27,185円
上吉田	248円	30,721円
小鹿野	244円	39,707円
両神	297円	67,433円
埼玉荒川	406円	22,766円
埼玉美里	234円	19,409円
埼玉川本	237円	54,912円
寄居男衾	(略)	52,880円
騎西	469円	18,093円
高麗	666円	26,904円
鳩山	305円	28,518円
埼玉花園	236円	13,696円
杉戸椿	521円	48,478円
内間木	1,111円	26,957円
名栗	125円	22,734円
東秩父	322円	19,922円
宝珠花	566円	78,996円
さいたま新都	4,218円	177,360円
久喜	1,415円	45,925円
千葉	1,174円	40,973円
千葉南	(略)	40,605円
幕張	2,024円	47,264円
犢橋	587円	23,367円
千葉轟	(略)	26,981円
桜木	1,849円	33,482円
誉田	787円	16,007円
新土気	1,073円	44,040円
高洲	2,008円	26,669円
稲毛	(略)	21,106円
銚子	491円	50,100円
市川	3,563円	30,067円
鬼高	1,933円	31,058円
浦安行徳	3,751円	48,051円
市川中山	2,864円	42,866円
市川曾谷	3,120円	15,799円
市川原木	1,687円	26,625円
市川大野	1,424円	22,194円
船橋	1,429円	37,979円
薬園台	2,083円	19,151円
船橋本町	3,980円	35,206円
千葉上山	1,159円	32,536円
千葉豊富	822円	68,152円
二和	1,658円	33,027円
館山	638円	30,226円
木更津富士見	283円	20,065円
下烏田	383円	13,456円
矢那	338円	24,216円
松戸	2,918円	51,738円
五香	(略)	21,061円
松戸小金	(略)	17,647円
松戸高塚	1,761円	17,894円
上花輪	761円	18,139円
川間交換セン	664円	29,337円

千葉県

慈恩寺	337円	26,791円
神川	170円	32,296円
上里	499円	21,518円
熊谷豊里	(略)	31,261円
北川辺	197円	15,785円
行田北河原	161円	26,377円
行田埼玉	255円	17,521円
加須樋遣川	162円	71,050円
高坂	1,354円	20,786円
曹山	370円	21,342円
川通	420円	57,701円
みろく	(略)	24,672円
埼玉平野	406円	104,813円
幸手八代	477円	80,502円
越生	(略)	49,403円
埼玉玉川	343円	26,915円
長瀨	571円	27,174円
上吉田	246円	30,712円
小鹿野	243円	39,694円
両神	295円	67,415円
埼玉荒川	405円	22,757円
埼玉美里	233円	19,400円
埼玉川本	236円	54,896円
寄居男衾	(略)	52,862円
騎西	468円	18,085円
高麗	659円	26,896円
鳩山	304円	28,505円
埼玉花園	235円	13,690円
杉戸椿	518円	48,460円
内間木	1,109円	26,945円
名栗	124円	22,725円
東秩父	320円	19,916円
宝珠花	565円	78,972円
さいたま新都	4,211円	177,284円
久喜	1,412円	45,906円
千葉	1,173円	40,956円
千葉南	(略)	40,588円
幕張	2,023円	47,243円
犢橋	586円	23,359円
千葉轟	(略)	26,969円
桜木	1,842円	33,468円
誉田	785円	16,001円
新土気	1,069円	44,021円
高洲	2,005円	26,657円
稲毛	(略)	21,097円
銚子	489円	50,083円
市川	3,562円	30,055円
鬼高	1,920円	31,045円
浦安行徳	3,736円	48,035円
市川中山	2,858円	42,851円
市川曾谷	3,116円	15,791円
市川原木	1,681円	26,614円
市川大野	1,419円	22,184円
船橋	1,427円	37,963円
薬園台	2,081円	19,143円
船橋本町	3,977円	35,190円
千葉上山	1,153円	32,525円
千葉豊富	818円	68,118円
二和	1,654円	33,012円
館山	634円	30,213円
木更津富士見	282円	20,057円
下烏田	380円	13,450円
矢那	337円	24,207円
松戸	2,916円	51,713円
五香	(略)	21,051円
松戸小金	(略)	17,641円
松戸高塚	1,748円	17,886円
上花輪	760円	18,131円
川間交換セン	663円	29,324円

千葉県

佐原	853円	22,093円
茂原別館	538円	27,288円
成田	866円	33,077円
成田赤坂	520円	19,172円
千葉佐倉	636円	34,710円
志津	632円	7,955円
馬渡	394円	16,931円
東金別館	505円	19,073円
八日市場	389円	33,876円
千葉旭	(略)	34,757円
習志野	2,291円	19,972円
津田沼	2,741円	23,228円
千葉柏	3,024円	37,019円
逆井	1,958円	23,374円
田中	1,147円	40,057円
豊四季	2,058円	24,501円
市原	871円	33,659円
千葉八幡	747円	10,755円
辰己	696円	22,675円
瀬又	468円	9,988円
流山	959円	14,604円
南流山	2,259円	9,636円
千葉八千代	(略)	26,142円
吉橋	773円	33,471円
米本	919円	33,356円
我孫子	1,175円	16,193円
鴨川	841円	18,595円
鎌ヶ谷	1,188円	26,899円
君津	582円	16,440円
千葉富津	330円	12,394円
浦安	3,473円	24,570円
四街道	885円	28,709円
袖ヶ浦	(略)	18,081円
八街	317円	37,952円
千葉船穂	1,009円	18,565円
関宿	495円	36,629円
沼南	596円	28,669円
白井	820円	23,071円
千葉大網	1,340円	39,143円
九十九里	(略)	30,521円
成東	248円	20,690円
睦沢	370円	30,231円
長生	284円	13,382円
長柄	262円	24,906円
千葉御宿	570円	15,216円
坂月	6,582円	18,514円
木更津	412円	33,653円
茂原	680円	63,518円
勝浦	(略)	48,977円
姉崎	362円	49,485円
富里	1,775円	27,583円
千葉大原	238円	28,744円
野呂	1,001円	27,956円
千葉清川	365円	14,887円
三ツ堀	343円	35,672円
成毛	(略)	12,877円
千葉三和	331円	41,895円
湖北	(略)	29,561円
小名木	994円	18,766円
東高野	(略)	26,807円
酒々井	843円	26,778円
小見川	261円	18,258円
十倉	252円	89,020円
千葉野尻	(略)	20,024円
四木	(略)	74,356円
下総	133円	10,419円
印旛	250円	24,393円
本埜	(略)	23,388円
千葉山田	(略)	38,748円

佐原	850円	22,084円
茂原別館	535円	27,277円
成田	865円	33,062円
成田赤坂	518円	19,163円
千葉佐倉	635円	34,695円
志津	631円	7,952円
馬渡	393円	16,924円
東金別館	503円	19,065円
八日市場	387円	33,861円
千葉旭	(略)	34,741円
習志野	2,290円	19,964円
津田沼	2,732円	23,218円
千葉柏	3,019円	37,004円
逆井	1,957円	23,364円
田中	1,146円	40,044円
豊四季	2,052円	24,492円
市原	869円	33,646円
千葉八幡	746円	10,752円
辰己	695円	22,665円
瀬又	465円	9,984円
流山	958円	14,594円
南流山	2,258円	9,632円
千葉八千代	(略)	26,131円
吉橋	768円	33,460円
米本	918円	33,341円
我孫子	1,174円	16,186円
鴨川	838円	18,587円
鎌ヶ谷	1,184円	26,887円
君津	580円	16,433円
千葉富津	329円	12,388円
浦安	3,472円	24,560円
四街道	884円	28,696円
袖ヶ浦	(略)	18,074円
八街	316円	37,939円
千葉船穂	1,004円	18,557円
関宿	494円	36,613円
沼南	595円	28,656円
白井	817円	23,061円
千葉大網	1,339円	39,127円
九十九里	(略)	30,507円
成東	247円	20,681円
睦沢	368円	30,219円
長生	283円	13,376円
長柄	261円	24,897円
千葉御宿	568円	15,210円
坂月	6,579円	18,506円
木更津	407円	33,639円
茂原	674円	63,491円
勝浦	(略)	48,960円
姉崎	361円	49,471円
富里	1,773円	27,570円
千葉大原	236円	28,732円
野呂	994円	27,944円
千葉清川	363円	14,881円
三ツ堀	342円	35,658円
成毛	(略)	12,872円
千葉三和	330円	41,882円
湖北	(略)	29,547円
小名木	983円	18,758円
東高野	(略)	26,796円
酒々井	839円	26,766円
小見川	260円	18,250円
十倉	251円	88,996円
千葉野尻	(略)	20,015円
四木	(略)	74,336円
下総	132円	10,415円
印旛	249円	24,382円
本埜	(略)	23,378円
千葉山田	(略)	38,731円

東庄	185円	27,169円
横芝	(略)	21,382円
野栄	(略)	19,299円
多古	188円	21,217円
芝山	118円	18,683円
船形	286円	17,973円
千葉一宮	375円	15,575円
本納	271円	42,720円
千葉白子	(略)	18,653円
長南	215円	33,718円
夷隅	241円	25,921円
大多喜	259円	14,684円
白里	(略)	32,102円
山武北	128円	40,257円
第二成東	123円	21,316円
有秋	530円	15,737円
千倉	201円	20,662円
三里塚	(略)	27,526円
千葉岩根	208円	23,898円
塚原	448円	26,526円
天羽	567円	47,537円
大佐和	(略)	14,283円
安食	205円	22,225円
千葉飯岡	(略)	13,949円
岬	(略)	12,334円
鋸南	124円	14,457円
扇島	101円	32,338円
香取	281円	71,599円
千葉末吉	317円	12,110円
久留里	462円	21,349円
千葉清和	248円	19,299円
広岡	263円	34,118円
千葉平川	(略)	23,352円
千漉	222円	21,190円
蓮沼	147円	20,462円
給田	(略)	47,561円
印西	(略)	29,721円
丸山	(略)	25,217円
岩戸	236円	18,395円
千葉茅野	269円	19,422円
千葉岩井	(略)	25,886円
千葉光	128円	34,492円
千葉和田	568円	16,799円
天津小湊	261円	23,615円
八日市場北	201円	103,536円
富浦	467円	21,207円
北多古	92円	70,259円
木更津佐貫	477円	87,906円
木更津三芳	467円	19,544円
千葉白浜	308円	17,442円
千葉七浦	198円	83,065円
犬石	150円	33,791円
西岬	138円	30,836円
千葉亀山	163円	22,916円
千葉興津	387円	13,628円
布佐	326円	29,693円
千葉牛久	(略)	27,177円
千葉戸田	418円	67,085円
江見	231円	11,100円
千葉金谷	556円	83,956円
峰上	279円	90,602円
海上	401円	21,668円
北光	(略)	19,197円
大原山田	343円	31,587円
千葉小湊	216円	34,372円
鶴舞	300円	34,566円
高滝	240円	76,583円
月崎	174円	37,904円
九美上	106円	62,737円

東庄	184円	27,160円
横芝	(略)	21,374円
野栄	(略)	19,293円
多古	187円	21,208円
芝山	117円	18,674円
船形	285円	17,967円
千葉一宮	374円	15,570円
本納	270円	42,700円
千葉白子	(略)	18,646円
長南	214円	33,703円
夷隅	240円	25,910円
大多喜	258円	14,679円
白里	(略)	32,089円
山武北	127円	40,239円
第二成東	122円	21,307円
有秋	526円	15,731円
千倉	200円	20,653円
三里塚	(略)	27,514円
千葉岩根	207円	23,887円
塚原	446円	26,515円
天羽	565円	47,523円
大佐和	(略)	14,278円
安食	204円	22,216円
千葉飯岡	(略)	13,944円
岬	(略)	12,330円
鋸南	123円	14,452円
扇島	100円	32,323円
香取	279円	71,582円
千葉末吉	316円	12,106円
久留里	459円	21,340円
千葉清和	247円	19,292円
広岡	261円	34,103円
千葉平川	(略)	23,342円
千漉	221円	21,182円
蓮沼	146円	20,453円
給田	(略)	47,544円
印西	(略)	29,711円
丸山	(略)	25,207円
岩戸	235円	18,388円
千葉茅野	267円	19,414円
千葉岩井	(略)	25,875円
千葉光	127円	34,481円
千葉和田	565円	16,791円
天津小湊	260円	23,607円
八日市場北	199円	103,508円
富浦	465円	21,198円
北多古	91円	70,242円
木更津佐貫	476円	87,881円
木更津三芳	466円	19,537円
千葉白浜	306円	17,435円
千葉七浦	196円	83,041円
犬石	149円	33,777円
西岬	137円	30,822円
千葉亀山	161円	22,908円
千葉興津	385円	13,623円
布佐	325円	29,680円
千葉牛久	(略)	27,168円
千葉戸田	416円	67,070円
江見	230円	11,096円
千葉金谷	551円	83,934円
峰上	277円	90,581円
海上	400円	21,660円
北光	(略)	19,191円
大原山田	340円	31,572円
千葉小湊	215円	34,357円
鶴舞	298円	34,551円
高滝	238円	76,565円
月崎	173円	37,889円
九美上	105円	62,722円

	殿廻	146円	121,467円
	平三	210円	33,245円
	大栄	(略)	47,757円
	栗源	260円	75,793円
	千葉松尾	326円	16,281円
	北芝山	(略)	22,808円
	南羽鳥	200円	28,500円
	鴨川仲	191円	26,112円
	古畑	211円	44,755円
	山武南	184円	26,105円
	神崎	293円	84,272円
	庄司	120円	54,284円
	東庄南	166円	24,696円
東京都	大手町 F S	49,187円	125,264円
	霞ヶ関	45,331円	54,352円
	神田	13,324円	23,124円
	駿河台	9,075円	30,651円
	九段	8,335円	13,907円
	丸の内	(略)	27,427円
	京橋	(略)	47,284円
	銀座	34,003円	32,076円
	東銀座	27,135円	18,798円
	東京築地	6,159円	39,433円
	茅場兜	6,578円	23,765円
	晴海	6,423円	18,118円
	東京浜町	4,327円	25,727円
	芝	16,581円	23,055円
	東京赤坂	14,557円	28,808円
	東京青山	25,633円	43,363円
	白金	18,148円	21,939円
	東京三田	9,796円	25,727円
	新宿	(略)	29,143円
	東京大久保	10,394円	38,130円
	四谷	7,081円	38,453円
	牛込	5,813円	22,627円
	西新宿	22,571円	38,628円
	小石川	6,677円	28,968円
	東京大塚	6,079円	102,548円
	駒込第2	6,585円	19,037円
	東京上野	15,349円	34,401円
	浅草	2,905円	23,258円
	吉原	2,236円	24,912円
	墨田	(略)	85,660円
	本所	3,309円	65,557円
	向島	3,817円	34,526円
	江東	4,431円	40,481円
	東京深川	3,671円	24,907円
	東京城東	3,941円	56,050円
	江東辰巳	2,946円	14,334円
	東京新有明	6,503円	35,506円
	東京大崎	11,134円	28,738円
	荏原	5,913円	22,785円
	品川	6,791円	36,113円
	大田支店埠頭	2,300円	42,343円
	自由ヶ丘	8,852円	29,219円
	目黒本館	6,075円	32,183円
	蒲田	6,085円	28,596円
	東京大森	(略)	34,108円
	馬込	5,148円	24,967円
	池上	5,806円	21,298円
	羽田	4,357円	26,203円
	田園調布	18,124円	43,256円
	雪ヶ谷	5,644円	23,716円
	矢口	3,897円	23,531円
	世田谷	(略)	41,471円
	成城	8,339円	26,515円
	砧	7,112円	41,174円
	弦巻	8,744円	27,576円
	東京烏山	7,472円	18,441円

	殿廻	144円	121,410円
	平三	207円	33,232円
	大栄	(略)	47,744円
	栗源	259円	75,775円
	千葉松尾	325円	16,274円
	北芝山	(略)	22,798円
	南羽鳥	199円	28,490円
	鴨川仲	190円	26,102円
	古畑	210円	44,734円
	山武南	183円	26,095円
	神崎	291円	84,252円
	庄司	119円	54,263円
	東庄南	165円	24,687円
東京都	大手町 F S	49,186円	125,211円
	霞ヶ関	45,324円	54,333円
	神田	13,322円	23,115円
	駿河台	9,070円	30,641円
	九段	8,334円	13,902円
	丸の内	(略)	27,417円
	京橋	(略)	47,265円
	銀座	33,990円	32,063円
	東銀座	27,116円	18,792円
	東京築地	6,153円	39,415円
	茅場兜	6,575円	23,756円
	晴海	6,422円	18,111円
	東京浜町	4,326円	25,718円
	芝	16,576円	23,046円
	東京赤坂	14,554円	28,796円
	東京青山	25,632円	43,349円
	白金	18,146円	21,930円
	東京三田	9,795円	25,716円
	新宿	(略)	29,132円
	東京大久保	10,393円	38,115円
	四谷	7,078円	38,439円
	牛込	5,812円	22,618円
	西新宿	22,569円	38,612円
	小石川	6,669円	28,957円
	東京大塚	6,074円	102,508円
	駒込第2	6,580円	19,028円
	東京上野	15,347円	34,390円
	浅草	2,904円	23,248円
	吉原	2,235円	24,902円
	墨田	(略)	85,634円
	本所	3,308円	65,537円
	向島	3,816円	34,511円
	江東	4,429円	40,464円
	東京深川	3,664円	24,898円
	東京城東	3,940円	56,030円
	江東辰巳	2,945円	14,329円
	東京新有明	6,493円	35,491円
	東京大崎	11,126円	28,725円
	荏原	5,909円	22,776円
	品川	6,786円	36,100円
	大田支店埠頭	2,297円	42,328円
	自由ヶ丘	8,851円	29,208円
	目黒本館	6,074円	32,170円
	蒲田	6,083円	28,585円
	東京大森	(略)	34,092円
	馬込	5,141円	24,957円
	池上	5,802円	21,290円
	羽田	4,352円	26,192円
	田園調布	18,123円	43,237円
	雪ヶ谷	5,641円	23,706円
	矢口	3,892円	23,520円
	世田谷	(略)	41,454円
	成城	8,333円	26,505円
	砧	7,110円	41,159円
	弦巻	8,742円	27,565円
	東京烏山	7,468円	18,434円

東京玉川	13,960円	24,286円
東京瀬田	4,754円	25,303円
上北沢	6,276円	17,351円
松沢ビル2	4,278円	22,694円
東渋谷	22,588円	44,624円
代々木	9,565円	18,913円
渋谷	22,086円	33,049円
東京野方	6,656円	52,559円
東京中野	8,852円	30,403円
高円寺	6,118円	35,563円
杉並	4,993円	35,932円
井草	11,275円	22,826円
荻窪	3,594円	21,516円
久我山	5,898円	30,030円
池袋	(略)	51,610円
巣鴨	3,310円	26,456円
落合別館	5,603円	24,364円
十条	4,764円	28,168円
王子	2,496円	60,412円
田端尾久	3,879円	34,338円
赤羽営業別館	4,045円	22,103円
東京荒川	1,993円	45,183円
板橋	3,678円	42,922円
成増	4,455円	28,834円
志村	3,908円	28,992円
南板橋別館	5,660円	14,763円
北町	(略)	29,139円
練馬	5,146円	43,989円
東京大泉	4,604円	30,855円
関町	4,805円	21,316円
西練馬	4,778円	27,759円
石神井	4,161円	43,261円
梅島	(略)	82,105円
千住	3,569円	27,949円
西新井	2,817円	26,584円
竹の塚	3,174円	26,821円
東京綾瀬	2,538円	39,465円
葛飾	3,627円	26,024円
亀有	3,718円	20,245円
金町	4,561円	25,900円
江戸川別館	(略)	28,117円
小岩	3,388円	50,416円
葛西	3,113円	33,992円
東江戸川	2,884円	36,019円
八王子元横山	2,587円	19,846円
八王子浅川	1,843円	26,077円
八王子明神	2,246円	20,528円
八王子由木	2,381円	22,284円
八王子片倉	4,050円	36,188円
八王子滝山	1,870円	13,754円
八王子新明神	2,614円	39,638円
立川砂川	3,061円	40,699円
新立川	4,574円	19,668円
武蔵野	14,350円	44,573円
吉祥寺	7,726円	35,575円
武蔵境	4,441円	18,651円
三鷹	4,608円	24,139円
青梅	(略)	24,694円
青梅東	(略)	14,816円
武蔵府中	4,623円	22,759円
昭島	5,192円	27,628円
調布	(略)	29,650円
町田	3,401円	22,802円
鶴川	3,275円	29,622円
町田忠生	1,599円	19,218円
町田北忠生	3,608円	23,562円
町田鶴間	2,149円	18,720円
小金井	9,964円	26,635円
東京小平	3,142円	19,099円

東京玉川	13,959円	24,276円
東京瀬田	4,752円	25,293円
上北沢	6,272円	17,344円
松沢ビル2	4,273円	22,685円
東渋谷	22,580円	44,608円
代々木	9,563円	18,905円
渋谷	22,081円	33,036円
東京野方	6,655円	52,537円
東京中野	8,851円	30,391円
高円寺	6,111円	35,550円
杉並	4,991円	35,916円
井草	11,272円	22,816円
荻窪	3,591円	21,508円
久我山	5,888円	30,018円
池袋	(略)	51,585円
巣鴨	3,306円	26,446円
落合別館	5,598円	24,354円
十条	4,761円	28,156円
王子	2,494円	60,392円
田端尾久	3,874円	34,326円
赤羽営業別館	4,040円	22,093円
東京荒川	1,992円	45,163円
板橋	3,675円	42,903円
成増	4,451円	28,823円
志村	3,906円	28,981円
南板橋別館	5,656円	14,758円
北町	(略)	29,127円
練馬	5,124円	43,969円
東京大泉	4,603円	30,843円
関町	4,803円	21,307円
西練馬	4,774円	27,747円
石神井	4,157円	43,243円
梅島	(略)	82,078円
千住	3,566円	27,937円
西新井	2,816円	26,574円
竹の塚	3,173円	26,811円
東京綾瀬	2,537円	39,447円
葛飾	3,624円	26,013円
亀有	3,717円	20,237円
金町	4,556円	25,890円
江戸川別館	(略)	28,104円
小岩	3,385円	50,399円
葛西	3,112円	33,977円
東江戸川	2,883円	36,004円
八王子元横山	2,579円	19,838円
八王子浅川	1,842円	26,066円
八王子明神	2,245円	20,520円
八王子由木	2,377円	22,274円
八王子片倉	4,040円	36,173円
八王子滝山	1,867円	13,749円
八王子新明神	2,603円	39,624円
立川砂川	3,058円	40,686円
新立川	4,563円	19,661円
武蔵野	14,344円	44,558円
吉祥寺	7,725円	35,559円
武蔵境	4,435円	18,643円
三鷹	4,605円	24,129円
青梅	(略)	24,685円
青梅東	(略)	14,809円
武蔵府中	4,621円	22,751円
昭島	5,184円	27,617円
調布	(略)	29,637円
町田	3,394円	22,793円
鶴川	3,273円	29,609円
町田忠生	1,597円	19,210円
町田北忠生	3,600円	23,552円
町田鶴間	2,147円	18,712円
小金井	9,955円	26,624円
東京小平	3,140円	19,092円

東京日野	6,316円	18,593円
日野高幡	3,552円	15,476円
東村山	2,245円	28,643円
東京国分寺	4,608円	33,353円
国立	4,001円	25,536円
田無	(略)	33,578円
保谷	3,679円	22,385円
福生	2,350円	20,729円
狛江	3,554円	19,653円
村山大和	2,529円	25,286円
清瀬	2,687円	20,882円
東久留米	(略)	33,968円
武蔵村山	3,531円	46,819円
多摩	2,520円	24,172円
稲城長沼	4,232円	11,297円
稲城坂浜	6,350円	14,710円
福生秋川	2,894円	22,825円
福生羽村	5,437円	20,857円
福生瑞穂	2,512円	18,151円
福生日の出	1,552円	25,231円
八王子恩方	2,838円	14,605円
伊豆大島	357円	95,152円
三宅島	(略)	65,192円
八丈島	405円	70,541円
九段別棟	8,335円	110,792円
五日市	1,771円	24,647円
東京大崎2	11,134円	36,895円
蔵前	3,148円	75,040円
八王子下川口	1,498円	24,187円
青梅吉野	2,137円	31,455円
中ノ郷	133円	172,669円
青梅小曾木	(略)	17,496円
青梅沢井	724円	72,054円
福生桧原	546円	26,650円
青梅奥多摩	853円	18,809円
青梅古里	806円	28,366円
東江戸川別館	2,884円	27,764円
津久井青野原	727円	20,189円
新島	103円	71,953円
神津島	(略)	113,404円
小笠原父島	502円	73,117円
相模原	(略)	33,673円
相模大野	2,805円	14,533円
神奈川橋本	3,381円	30,863円
相模原田名	1,192円	15,622円
相模原麻溝	1,557円	16,451円
新相模原	2,476円	31,236円
津久井城山	1,446円	26,715円
津久井	827円	12,828円
鶴見営業所2	3,646円	27,444円
東寺尾	5,936円	20,245円
松見	4,009円	28,399円
横浜北	7,367円	40,556円
神奈川新町	2,075円	34,023円
横浜中	(略)	52,397円
本牧	4,137円	24,839円
横浜長者町	1,928円	48,146円
横浜港	(略)	77,288円
横浜南	1,903円	30,018円
保土ヶ谷	(略)	36,544円
希望が丘西谷	3,034円	17,303円
横浜今井	2,760円	19,916円
磯子	2,030円	40,563円
杉田	8,867円	45,589円
横浜金沢	1,587円	27,489円
港北NT	3,965円	39,112円
綱島	3,364円	36,866円
日吉	12,702円	38,767円
小机	5,343円	24,609円

神奈川県

東京日野	6,313円	18,586円
日野高幡	3,549円	15,470円
東村山	2,239円	28,631円
東京国分寺	4,603円	33,341円
国立	3,998円	25,525円
田無	(略)	33,566円
保谷	3,675円	22,377円
福生	2,348円	20,721円
狛江	3,552円	19,645円
村山大和	2,528円	25,277円
清瀬	2,686円	20,874円
東久留米	(略)	33,953円
武蔵村山	3,512円	46,792円
多摩	2,518円	24,162円
稲城長沼	4,231円	11,292円
稲城坂浜	6,342円	14,704円
福生秋川	2,891円	22,815円
福生羽村	5,433円	20,848円
福生瑞穂	2,511円	18,145円
福生日の出	1,549円	25,221円
八王子恩方	2,835円	14,599円
伊豆大島	356円	95,124円
三宅島	(略)	65,162円
八丈島	404円	70,520円
九段別棟	8,334円	110,740円
五日市	1,770円	24,638円
東京大崎2	11,126円	36,879円
蔵前	3,144円	75,004円
八王子下川口	1,496円	24,178円
青梅吉野	2,133円	31,442円
中ノ郷	132円	172,587円
青梅小曾木	(略)	17,489円
青梅沢井	723円	72,019円
福生桧原	543円	26,641円
青梅奥多摩	849円	18,802円
青梅古里	799円	28,355円
東江戸川別館	2,883円	27,753円
津久井青野原	723円	20,183円
新島	102円	71,921円
神津島	(略)	113,363円
小笠原父島	501円	73,085円
相模原	(略)	33,659円
相模大野	2,803円	14,527円
神奈川橋本	3,377円	30,852円
相模原田名	1,190円	15,615円
相模原麻溝	1,556円	16,445円
新相模原	2,463円	31,223円
津久井城山	1,444円	26,704円
津久井	826円	12,825円
鶴見営業所2	3,643円	27,431円
東寺尾	5,926円	20,239円
松見	4,006円	28,387円
横浜北	7,366円	40,538円
神奈川新町	2,071円	34,011円
横浜中	(略)	52,374円
本牧	4,129円	24,827円
横浜長者町	1,927円	48,127円
横浜港	(略)	77,268円
横浜南	1,902円	30,005円
保土ヶ谷	(略)	36,528円
希望が丘西谷	3,027円	17,297円
横浜今井	2,757円	19,908円
磯子	2,029円	40,550円
杉田	8,847円	45,575円
横浜金沢	1,586円	27,477円
港北NT	3,958円	39,095円
綱島	3,359円	36,850円
日吉	12,698円	38,751円
小机	5,342円	24,599円

神奈川県

東山田	4,997円	20,101円
戸塚	2,513円	43,995円
神奈川平戸	3,357円	24,614円
小雀	2,558円	31,189円
港南	3,202円	21,902円
港洋	6,191円	18,075円
希望が丘	2,722円	32,043円
神奈川若葉台	2,973円	28,257円
都岡	2,136円	25,359円
神奈川中山	4,364円	40,969円
美しが丘	4,687円	24,594円
長津田	(略)	22,846円
谷本	6,486円	25,828円
荏田	7,255円	15,142円
すみよし台	7,270円	18,030円
瀬谷	2,219円	33,610円
戸塚本郷	1,818円	19,155円
神奈川泉	5,270円	27,295円
岡津	2,465円	38,408円
渡田	2,564円	30,587円
川崎臨港	3,009円	39,522円
川崎別館	2,706円	77,006円
幸	4,109円	22,402円
幸加瀬	3,183円	16,509円
川崎北	9,066円	25,775円
川崎北木月	5,005円	31,483円
溝ノ口	5,158円	37,014円
神奈川大塚	3,312円	26,265円
川崎北子母口	3,576円	39,231円
登戸	8,536円	20,767円
菅	2,650円	31,181円
川崎北菅生	2,414円	18,485円
登戸百合ヶ丘	3,358円	23,844円
柿生	4,203円	27,409円
横須賀南	1,945円	31,059円
衣笠	1,905円	52,461円
横須賀別館	1,432円	37,167円
追浜	1,630円	13,108円
南久里浜	1,412円	20,805円
武山	(略)	9,702円
野比	1,847円	20,373円
平塚	2,979円	31,330円
平塚中里	2,188円	25,670円
田村	1,833円	20,892円
新金目	1,142円	19,257円
神奈川鎌倉	(略)	27,735円
大船	(略)	37,576円
鎌倉腰越	2,403円	37,259円
神奈川藤沢	2,104円	58,347円
藤沢支別棟C	2,104円	34,194円
長後営別棟	(略)	33,979円
藤沢新辻堂	6,866円	29,752円
善行	2,396円	29,106円
御所見	799円	27,066円
大庭	2,098円	20,685円
小田原	1,082円	34,963円
国府津	2,230円	29,555円
小田原谷津	(略)	18,528円
小田原橋	1,151円	51,626円
富水	872円	16,045円
茅ヶ崎	3,201円	29,206円
茅ヶ崎松林	2,552円	19,156円
逗子	3,358円	19,328円
神奈川三浦	894円	35,428円
南下浦3	1,048円	20,862円
秦野	(略)	27,496円
西秦野	1,498円	47,019円
鶴巻	3,083円	54,200円
北秦野	1,105円	46,789円

東山田	4,993円	20,093円
戸塚	2,511円	43,978円
神奈川平戸	3,356円	24,602円
小雀	2,555円	31,174円
港南	3,199円	21,893円
港洋	6,180円	18,068円
希望が丘	2,721円	32,030円
神奈川若葉台	2,960円	28,245円
都岡	2,135円	25,348円
神奈川中山	4,362円	40,953円
美しが丘	4,681円	24,584円
長津田	(略)	22,836円
谷本	6,480円	25,816円
荏田	7,252円	15,135円
すみよし台	7,252円	18,023円
瀬谷	2,217円	33,595円
戸塚本郷	1,816円	19,147円
神奈川泉	5,267円	27,284円
岡津	2,464円	38,390円
渡田	2,559円	30,572円
川崎臨港	3,006円	39,505円
川崎別館	2,704円	76,982円
幸	4,107円	22,393円
幸加瀬	3,180円	16,503円
川崎北	9,065円	25,765円
川崎北木月	5,002円	31,472円
溝ノ口	5,154円	36,999円
神奈川大塚	3,309円	26,254円
川崎北子母口	3,572円	39,220円
登戸	8,533円	20,758円
菅	2,644円	31,171円
川崎北菅生	2,412円	18,477円
登戸百合ヶ丘	3,357円	23,834円
柿生	4,196円	27,397円
横須賀南	1,944円	31,049円
衣笠	1,904円	52,446円
横須賀別館	1,427円	37,155円
追浜	1,625円	13,102円
南久里浜	1,410円	20,796円
武山	(略)	9,698円
野比	1,846円	20,365円
平塚	2,978円	31,318円
平塚中里	2,186円	25,659円
田村	1,832円	20,883円
新金目	1,138円	19,249円
神奈川鎌倉	(略)	27,724円
大船	(略)	37,560円
鎌倉腰越	2,400円	37,242円
神奈川藤沢	2,103円	58,328円
藤沢支別棟C	2,103円	34,182円
長後営別棟	(略)	33,967円
藤沢新辻堂	6,862円	29,739円
善行	2,394円	29,096円
御所見	797円	27,054円
大庭	2,090円	20,676円
小田原	1,081円	34,949円
国府津	2,229円	29,542円
小田原谷津	(略)	18,521円
小田原橋	1,150円	51,600円
富水	871円	16,038円
茅ヶ崎	3,200円	29,194円
茅ヶ崎松林	2,548円	19,148円
逗子	3,357円	19,321円
神奈川三浦	893円	35,413円
南下浦3	1,046円	20,852円
秦野	(略)	27,488円
西秦野	1,496円	46,997円
鶴巻	3,078円	54,183円
北秦野	1,103円	46,765円

厚木支別棟	1,847円	28,648円
厚木岡田	1,662円	21,835円
荻野	1,198円	18,826円
依知	1,158円	22,272円
愛名	876円	16,015円
神奈川大和	1,417円	23,889円
大和下鶴間	1,893円	21,235円
桜ヶ丘	2,004円	16,250円
伊勢原	(略)	34,718円
海老名	2,577円	20,210円
中河内	1,689円	18,148円
座間	1,695円	43,554円
南足柄別館	1,118円	38,307円
神奈川綾瀬	1,549円	34,174円
神奈川葉山	2,157円	43,407円
東葉山	1,553円	14,428円
寒川	(略)	14,852円
大磯	2,291円	54,390円
二宮	2,644円	19,399円
神奈川中井	(略)	48,975円
松田	1,219円	20,621円
神奈川山北	604円	57,885円
箱根	(略)	43,902円
湯河原別館	1,198円	26,338円
神奈川中津	930円	18,774円
神奈川田浦	(略)	40,974円
愛川	(略)	51,923円
下曾我	1,121円	48,704円
箱根町	896円	113,841円
湯本	982円	148,677円
真鶴	869円	48,660円
八王子内郷	471円	30,465円
八王子藤野	837円	22,315円
松輪	878円	51,691円
日吉営業所B	10,584円	27,108円
仙石原	528円	165,994円
関屋	(略)	44,258円
坂井輪	952円	15,808円
新潟東	(略)	43,678円
小金	(略)	25,335円
山二ツ	912円	26,565円
新潟	634円	30,284円
長岡	(略)	48,870円
関原	(略)	19,022円
南長岡	332円	28,283円
西長岡	652円	26,997円
北長岡	375円	23,304円
三条	565円	21,589円
柏崎別	436円	34,890円
新発田	382円	31,916円
新津	395円	14,680円
小千谷	413円	19,706円
越後加茂	(略)	29,555円
十日町	481円	22,418円
見附	294円	15,650円
村上	(略)	26,934円
廿六木	(略)	16,556円
糸魚川別	522円	15,668円
新井	268円	16,005円
五泉西	414円	19,807円
越後白根	(略)	29,961円
上越	414円	23,875円
高田	422円	26,519円
聖籠	129円	21,402円
越後亀田	400円	16,860円
越後吉田	(略)	22,754円
巻	(略)	22,545円
南三条	236円	26,214円
越後湯沢	(略)	30,477円

新潟県

厚木支別棟	1,845円	28,636円
厚木岡田	1,657円	21,825円
荻野	1,196円	18,818円
依知	1,157円	22,264円
愛名	874円	16,008円
神奈川大和	1,416円	23,880円
大和下鶴間	1,891円	21,226円
桜ヶ丘	2,002円	16,243円
伊勢原	(略)	34,704円
海老名	2,576円	20,202円
中河内	1,683円	18,140円
座間	1,691円	43,534円
南足柄別館	1,116円	38,294円
神奈川綾瀬	1,547円	34,164円
神奈川葉山	2,156円	43,387円
東葉山	1,551円	14,422円
寒川	(略)	14,847円
大磯	2,290円	54,368円
二宮	2,643円	19,391円
神奈川中井	(略)	48,951円
松田	1,218円	20,612円
神奈川山北	603円	57,857円
箱根	(略)	43,885円
湯河原別館	1,195円	26,326円
神奈川中津	929円	18,766円
神奈川田浦	(略)	40,955円
愛川	(略)	51,898円
下曾我	1,117円	48,679円
箱根町	894円	113,787円
湯本	980円	148,640円
真鶴	868円	48,637円
八王子内郷	470円	30,453円
八王子藤野	836円	22,305円
松輪	875円	51,666円
日吉営業所B	10,580円	27,095円
仙石原	527円	165,913円
関屋	(略)	44,243円
坂井輪	948円	15,801円
新潟東	(略)	43,661円
小金	(略)	25,324円
山二ツ	909円	26,553円
新潟	633円	30,271円
長岡	(略)	48,854円
関原	(略)	19,014円
南長岡	330円	28,271円
西長岡	651円	26,984円
北長岡	374円	23,296円
三条	563円	21,580円
柏崎別	435円	34,878円
新発田	381円	31,904円
新津	394円	14,675円
小千谷	412円	19,698円
越後加茂	(略)	29,541円
十日町	480円	22,410円
見附	293円	15,643円
村上	(略)	26,924円
廿六木	(略)	16,549円
糸魚川別	521円	15,662円
新井	266円	15,998円
五泉西	412円	19,799円
越後白根	(略)	29,947円
上越	411円	23,865円
高田	421円	26,510円
聖籠	127円	21,392円
越後亀田	399円	16,853円
越後吉田	(略)	22,744円
巻	(略)	22,536円
南三条	235円	26,201円
越後湯沢	(略)	30,463円

新潟県

塩沢	(略)	22,196円
六日町	687円	46,487円
越後大崎	169円	54,656円
安塚	(略)	29,095円
佐和田南	420円	32,670円
両津	223円	12,867円
小出	403円	28,507円
内野交換所2	(略)	56,904円
南新潟	(略)	10,548円
与板	(略)	9,362円
和島	(略)	16,040円
第二三条	364円	18,821円
川東	(略)	18,024円
紫雲寺	(略)	17,768円
中条	288円	12,985円
大野町	454円	21,140円
松浜東	326円	39,197円
越後豊栄	506円	15,588円
石山東	832円	31,345円
下田第一	517円	22,897円
今町	(略)	29,472円
水原	366円	70,266円
横越	340円	19,096円
分水	(略)	37,979円
田上	199円	13,179円
寺泊	147円	13,693円
堀之内	(略)	28,585円
村松	(略)	17,459円
越後安田	271円	25,209円
小須戸	(略)	22,418円
弥彦	319円	43,970円
岩室	(略)	14,063円
越後荒川	(略)	24,727円
津川	217円	21,206円
月岡	226円	41,772円
刈羽	415円	27,188円
千手	(略)	30,076円
栃尾	404円	26,473円
越後曾根	(略)	21,799円
月潟	(略)	14,465円
越後三川	123円	32,446円
出雲崎	(略)	15,529円
石打	253円	24,984円
津南	381円	40,915円
越後板倉	57円	16,342円
関川	235円	30,056円
新潟朝日	34円	26,739円
岩船	(略)	15,233円
土市	182円	23,284円
京ヶ瀬	192円	9,615円
脇野町	(略)	52,529円
越後川口	171円	24,125円
広神	140円	65,776円
土樽	166円	37,449円
越後大和	190円	20,106円
越後大潟	(略)	22,363円
頸城	131円	48,187円
神林	(略)	46,003円
菅谷	148円	25,795円
鯖石	178円	28,730円
太郎代	(略)	26,964円
越路	(略)	15,923円
能生	366円	38,104円
青海	205円	31,136円
妙高高原	195円	27,445円
越後三和	124円	35,916円
越後小国	325円	25,444円
楡島	121円	48,339円
越後三国	67円	33,261円

塩沢	(略)	22,186円
六日町	681円	46,469円
越後大崎	167円	54,631円
安塚	(略)	29,082円
佐和田南	416円	32,655円
両津	222円	12,862円
小出	402円	28,496円
内野交換所2	(略)	56,881円
南新潟	(略)	10,546円
与板	(略)	9,358円
和島	(略)	16,034円
第二三条	362円	18,813円
川東	(略)	18,019円
紫雲寺	(略)	17,760円
中条	286円	12,981円
大野町	453円	21,131円
松浜東	324円	39,183円
越後豊栄	505円	15,581円
石山東	828円	31,330円
下田第一	515円	22,886円
今町	(略)	29,462円
水原	365円	70,242円
横越	339円	19,086円
分水	(略)	37,966円
田上	198円	13,173円
寺泊	146円	13,687円
堀之内	(略)	28,572円
村松	(略)	17,452円
越後安田	269円	25,198円
小須戸	(略)	22,410円
弥彦	318円	43,959円
岩室	(略)	14,056円
越後荒川	(略)	24,716円
津川	216円	21,197円
月岡	225円	41,759円
刈羽	414円	27,175円
千手	(略)	30,061円
栃尾	401円	26,462円
越後曾根	(略)	21,790円
月潟	(略)	14,460円
越後三川	122円	32,431円
出雲崎	(略)	15,522円
石打	252円	24,973円
津南	380円	40,895円
越後板倉	56円	16,335円
関川	234円	30,041円
新潟朝日	33円	26,727円
岩船	(略)	15,227円
土市	181円	23,273円
京ヶ瀬	191円	9,612円
脇野町	(略)	52,505円
越後川口	170円	24,112円
広神	139円	65,748円
土樽	165円	37,431円
越後大和	189円	20,097円
越後大潟	(略)	22,352円
頸城	130円	48,173円
神林	(略)	45,989円
菅谷	146円	25,783円
鯖石	177円	28,717円
太郎代	(略)	26,956円
越路	(略)	15,916円
能生	365円	38,093円
青海	204円	31,127円
妙高高原	194円	27,433円
越後三和	123円	35,899円
越後小国	324円	25,433円
楡島	120円	48,324円
越後三国	66円	33,245円

越後松代	(略)	28,654円
松之山	129円	37,429円
越後山北	565円	24,840円
越後片貝	(略)	25,313円
乙	(略)	36,137円
越後黒川	(略)	12,583円
守門	109円	33,314円
城内	(略)	27,624円
五日町	(略)	44,443円
高柳	106円	23,649円
越後西山	(略)	34,258円
越後中郷	(略)	26,486円
妙高	214円	28,538円
梶屋敷	(略)	31,166円
佐渡小木	394円	18,488円
佐渡相川	308円	14,439円
赤泊	99円	16,377円
佐渡金井	136円	14,063円
真野	(略)	29,551円
名柄	127円	94,475円
栃尾南	(略)	38,325円
越後野田	99円	15,048円
高士	124円	31,645円
越後築地	(略)	41,343円
潟東	205円	20,057円
牧村	66円	17,245円
柿崎	181円	27,232円
越後吉川	163円	36,363円
赤倉	877円	26,671円
岩沢	332円	28,030円
秋山郷	(略)	79,136円
佐渡畑野	(略)	13,760円
羽茂	252円	16,919円
山梨県		
甲府	287円	30,865円
甲府北	797円	19,930円
甲府南	723円	56,037円
山梨吉田	635円	22,802円
都留	347円	30,813円
東山梨	396円	22,272円
大月局舎2	740円	22,632円
韮崎	367円	16,121円
勝沼	(略)	36,299円
石和	(略)	21,690円
鰍沢青柳	(略)	14,048円
身延	348円	21,088円
新竜王	583円	67,598円
山梨昭和	(略)	70,547円
田富	463円	43,956円
小笠原	395円	22,698円
忍野	375円	10,480円
山中湖	504円	14,183円
上野原局舎	429円	30,676円
敷島	(略)	89,838円
塩山	395円	20,394円
春日居	296円	23,110円
市川大門	(略)	21,643円
山梨白根	(略)	19,478円
山梨双葉	425円	21,288円
山梨高根	(略)	35,789円
長坂	131円	14,905円
山梨大泉	311円	34,988円
山梨曾根	294円	38,331円
小淵沢	(略)	21,525円
河口湖	(略)	15,417円
山梨八代	313円	17,358円
甲斐明野	312円	12,219円
山梨一宮	(略)	84,787円
中富	315円	14,980円
南部	584円	22,544円

越後松代	(略)	28,642円
松之山	128円	37,412円
越後山北	560円	24,828円
越後片貝	(略)	25,301円
乙	(略)	36,121円
越後黒川	(略)	12,578円
守門	108円	33,299円
城内	(略)	27,611円
五日町	(略)	44,422円
高柳	105円	23,638円
越後西山	(略)	34,242円
越後中郷	(略)	26,473円
妙高	213円	28,525円
梶屋敷	(略)	31,151円
佐渡小木	391円	18,480円
佐渡相川	306円	14,433円
赤泊	97円	16,370円
佐渡金井	135円	14,057円
真野	(略)	29,537円
名柄	126円	94,431円
栃尾南	(略)	38,307円
越後野田	98円	15,042円
高士	123円	31,631円
越後築地	(略)	41,329円
潟東	204円	20,050円
牧村	65円	17,238円
柿崎	180円	27,221円
越後吉川	162円	36,346円
赤倉	875円	26,658円
岩沢	330円	28,017円
秋山郷	(略)	79,102円
佐渡畑野	(略)	13,754円
羽茂	251円	16,912円
山梨県		
甲府	286円	30,853円
甲府北	793円	19,922円
甲府南	722円	56,011円
山梨吉田	634円	22,792円
都留	344円	30,801円
東山梨	395円	22,263円
大月局舎2	739円	22,625円
韮崎	365円	16,115円
勝沼	(略)	36,283円
石和	(略)	21,682円
鰍沢青柳	(略)	14,043円
身延	347円	21,079円
新竜王	580円	67,567円
山梨昭和	(略)	70,528円
田富	462円	43,936円
小笠原	394円	22,688円
忍野	374円	10,476円
山中湖	503円	14,178円
上野原局舎	428円	30,662円
敷島	(略)	89,812円
塩山	394円	20,386円
春日居	295円	23,100円
市川大門	(略)	21,634円
山梨白根	(略)	19,469円
山梨双葉	424円	21,280円
山梨高根	(略)	35,773円
長坂	130円	14,899円
山梨大泉	309円	34,974円
山梨曾根	293円	38,315円
小淵沢	(略)	21,516円
河口湖	(略)	15,411円
山梨八代	312円	17,354円
甲斐明野	311円	12,217円
山梨一宮	(略)	84,763円
中富	314円	14,975円
南部	578円	22,534円

	須玉	398円	18,214円
	白州	284円	19,237円
	下部	354円	6,583円
	大月東	589円	7,182円
	山梨六郷	363円	43,021円
	山梨清里	371円	27,560円
	鳴沢	(略)	25,622円
	大目	395円	10,206円
	小沼	469円	6,668円
	田富局舎2	463円	62,517円
	牧丘	272円	31,314円
	山梨平野	255円	17,307円
	早川	139円	8,163円
長野県	信濃吉田	758円	28,936円
	後町	597円	36,283円
	南長野	522円	33,044円
	信濃古里	296円	18,704円
	大豆島	415円	21,484円
	村井	825円	19,200円
	西松本	224円	11,971円
	南松本	911円	25,388円
	信濃上田	441円	30,338円
	信濃大屋	555円	36,984円
	信濃塩田	(略)	20,621円
	岡谷	330円	40,046円
	飯田	473円	28,884円
	信濃山本	372円	22,933円
	諏訪	431円	15,679円
	須坂	(略)	22,910円
	小諸	259円	21,819円
	伊那	(略)	31,521円
	駒ヶ根	446円	20,122円
	信濃中野	(略)	27,914円
	信濃大町	(略)	28,760円
	信濃茅野	(略)	19,507円
	塩尻	679円	14,716円
	更埴	(略)	7,923円
	信濃佐久	406円	17,158円
	岩村田	(略)	24,097円
	軽井沢	1,703円	16,532円
	中軽井沢	(略)	13,272円
	丸子	(略)	15,449円
	東部	345円	17,408円
	下諏訪	(略)	15,736円
	辰野	331円	19,814円
	箕輪	(略)	23,818円
	豊科	488円	25,409円
	穂高	(略)	14,072円
	白馬	212円	13,045円
	坂城	(略)	20,346円
	戸倉上山田	433円	12,568円
	野沢温泉	(略)	18,244円
	松本東館	719円	15,827円
	浅間	1,613円	16,596円
	信濃飯山	233円	10,530円
	御代田	(略)	19,478円
信濃富士見	525円	19,432円	
信濃原	188円	19,375円	
信濃阿南	140円	24,629円	
木曾	301円	22,883円	
明科	369円	18,072円	
生坂	(略)	31,796円	
波田	537円	16,832円	
信濃三郷	521円	12,226円	
信濃池田	(略)	23,317円	
神城	242円	23,693円	
小布施	422円	28,376円	
湯田中	352円	21,200円	
信濃豊野	472円	36,915円	

	須玉	397円	18,209円
	白州	282円	19,232円
	下部	353円	6,581円
	大月東	586円	7,180円
	山梨六郷	362円	43,001円
	山梨清里	370円	27,550円
	鳴沢	(略)	25,611円
	大目	393円	10,204円
	小沼	468円	6,667円
	田富局舎2	462円	62,489円
	牧丘	271円	31,300円
	山梨平野	253円	17,303円
	早川	138円	8,162円
長野県	信濃吉田	757円	28,924円
	後町	596円	36,269円
	南長野	521円	33,035円
	信濃古里	293円	18,696円
	大豆島	413円	21,475円
	村井	824円	19,192円
	西松本	223円	11,966円
	南松本	907円	25,379円
	信濃上田	440円	30,327円
	信濃大屋	553円	36,973円
	信濃塩田	(略)	20,612円
	岡谷	329円	40,031円
	飯田	472円	28,872円
	信濃山本	370円	22,924円
	諏訪	428円	15,672円
	須坂	(略)	22,901円
	小諸	258円	21,810円
	伊那	(略)	31,511円
	駒ヶ根	443円	20,114円
	信濃中野	(略)	27,903円
	信濃大町	(略)	28,749円
	信濃茅野	(略)	19,499円
	塩尻	678円	14,709円
	更埴	(略)	7,920円
	信濃佐久	405円	17,153円
	岩村田	(略)	24,087円
	軽井沢	1,701円	16,526円
	中軽井沢	(略)	13,267円
	丸子	(略)	15,444円
	東部	344円	17,401円
	下諏訪	(略)	15,729円
	辰野	330円	19,806円
	箕輪	(略)	23,808円
	豊科	487円	25,398円
	穂高	(略)	14,067円
	白馬	211円	13,040円
	坂城	(略)	20,338円
	戸倉上山田	432円	12,563円
	野沢温泉	(略)	18,236円
	松本東館	718円	15,820円
	浅間	1,611円	16,589円
	信濃飯山	232円	10,526円
	御代田	(略)	19,469円
信濃富士見	523円	19,424円	
信濃原	187円	19,367円	
信濃阿南	139円	24,619円	
木曾	299円	22,873円	
明科	368円	18,064円	
生坂	(略)	31,790円	
波田	536円	16,825円	
信濃三郷	520円	12,222円	
信濃池田	(略)	23,306円	
神城	241円	23,683円	
小布施	421円	28,365円	
湯田中	351円	21,190円	
信濃豊野	471円	36,898円	

飯綱	370円	37,962円
平岡	171円	48,495円
上松	(略)	22,880円
木曾檜川	321円	18,177円
四賀	268円	19,023円
梓川	(略)	29,899円
小谷話交換	297円	43,080円
七二会	(略)	14,838円
若穂	(略)	30,389円
信濃松代	(略)	20,658円
浦里	(略)	60,315円
信濃常盤	(略)	31,689円
臼田	(略)	21,347円
高野町	137円	28,477円
野辺山	(略)	22,154円
南軽井沢	157円	16,667円
望月	154円	13,857円
信濃芦田	(略)	22,842円
信濃長門	(略)	13,948円
真田	(略)	25,543円
武石	(略)	18,612円
青木	101円	60,340円
高遠	275円	14,024円
信濃小野	(略)	31,876円
飯島	242円	28,939円
信濃宮田	(略)	95,141円
信濃松川	268円	26,712円
市田	(略)	19,084円
阿智	94円	15,927円
麻績	119円	19,962円
信濃山形	(略)	18,648円
信濃朝日	(略)	20,523円
信濃有明	304円	13,574円
木島平	35円	23,005円
信濃町	(略)	21,706円
信濃牟礼	125円	27,900円
信濃栄	20円	42,390円
狐島	524円	25,703円
蓼科	417円	35,604円
竜丘	608円	18,028円
柵池高原	205円	23,163円
南蓼科	543円	33,000円
浅科	383円	19,569円
三岳	203円	36,309円
遠山	148円	43,441円
鬼無里	202円	41,901円
喬木	391円	13,580円
戸隠	138円	46,203円
高府	105円	15,028円
信州新町	536円	23,893円
信濃下条	176円	14,238円
信濃西条	360円	14,544円
信濃大桑	170円	15,480円
信濃中川	(略)	26,951円
信濃豊田	410円	24,592円
信濃和田	231円	32,038円
菅平	248円	39,894円
南木曾	275円	22,699円
八千穂	289円	49,284円
北御牧	384円	14,455円
野尻湖	459円	55,789円
蓺原	272円	64,046円

飯綱	365円	37,950円
平岡	170円	48,481円
上松	(略)	22,871円
木曾檜川	320円	18,169円
四賀	267円	19,018円
梓川	(略)	29,886円
小谷話交換	296円	43,066円
七二会	(略)	14,833円
若穂	(略)	30,375円
信濃松代	(略)	20,650円
浦里	(略)	60,300円
信濃常盤	(略)	31,675円
臼田	(略)	21,339円
高野町	136円	28,465円
野辺山	(略)	22,144円
南軽井沢	155円	16,660円
望月	153円	13,852円
信濃芦田	(略)	22,835円
信濃長門	(略)	13,944円
真田	(略)	25,532円
武石	(略)	18,606円
青木	100円	60,325円
高遠	274円	14,017円
信濃小野	(略)	31,862円
飯島	241円	28,927円
信濃宮田	(略)	95,113円
信濃松川	267円	26,701円
市田	(略)	19,076円
阿智	93円	15,922円
麻績	118円	19,953円
信濃山形	(略)	18,642円
信濃朝日	(略)	20,516円
信濃有明	303円	13,570円
木島平	34円	22,994円
信濃町	(略)	21,696円
信濃牟礼	124円	27,888円
信濃栄	19円	42,373円
狐島	520円	25,693円
蓼科	414円	35,594円
竜丘	606円	18,022円
柵池高原	203円	23,153円
南蓼科	536円	32,984円
浅科	382円	19,563円
三岳	202円	36,301円
遠山	147円	43,429円
鬼無里	200円	41,888円
喬木	388円	13,576円
戸隠	137円	46,187円
高府	104円	15,023円
信州新町	534円	23,883円
信濃下条	175円	14,233円
信濃西条	359円	14,539円
信濃大桑	169円	15,473円
信濃中川	(略)	26,939円
信濃豊田	409円	24,582円
信濃和田	230円	32,031円
菅平	247円	39,884円
南木曾	274円	22,689円
八千穂	288円	49,268円
北御牧	383円	14,451円
野尻湖	453円	55,770円
蓺原	270円	64,029円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	33,036 円
青森県	21,964 円
岩手県	76,235 円
宮城県	49,562 円
秋田県	27,188 円
山形県	45,931 円
福島県	36,757 円
茨城県	35,579 円
栃木県	39,235 円
群馬県	32,807 円
埼玉県	38,252 円
千葉県	35,283 円
東京都	56,221 円
神奈川県	65,762 円
新潟県	40,048 円
山梨県	24,321 円
長野県	30,793 円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	33,003 円
青森県	21,941 円
岩手県	76,150 円
宮城県	49,513 円
秋田県	27,159 円
山形県	45,886 円
福島県	36,718 円
茨城県	35,545 円
栃木県	39,194 円
群馬県	32,774 円
埼玉県	38,213 円
千葉県	35,247 円
東京都	56,161 円
神奈川県	65,697 円
新潟県	40,012 円
山梨県	24,295 円
長野県	30,762 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	(略)
青森県	(略)
岩手県	(略)
宮城県	(略)
秋田県	157 円
山形県	(略)
福島県	(略)
茨城県	(略)
栃木県	(略)
群馬県	(略)
埼玉県	220 円
千葉県	(略)
東京都	(略)
神奈川県	(略)
新潟県	(略)
山梨県	(略)
長野県	163 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額685円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	(略)
青森県	(略)
岩手県	(略)
宮城県	(略)
秋田県	156 円
山形県	(略)
福島県	(略)
茨城県	(略)
栃木県	(略)
群馬県	(略)
埼玉県	219 円
千葉県	(略)
東京都	(略)
神奈川県	(略)
新潟県	(略)
山梨県	(略)
長野県	162 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額684円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区 分		単 位	負担額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (略) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	(略)
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	(略)

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区 分		単 位	負担額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (略) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	(略)
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	(略)

別表 1～4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	(略)	_____

別表 1～4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	(略)	_____

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの	11,985円 10,784円

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの	(略) 1,742円

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの	11,968円 10,769円

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの	(略) 1,737円

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの	10,154円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（経過措置）

2（略）

(1)-1～(1)-2（略）

(2)-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考	
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	(略)	(略)	
				デュアルクラスのもの	(略)	(略)	
599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)					

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの	10,140円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（経過措置）

2（略）

(1)-1～(1)-2（略）

(2)-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考	
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	(略)	(略)	
				デュアルクラスのもの	(略)	(略)	
599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)					

する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	号伝送が可能なもの	デュアルクラスのもの	(略)	(略)	
---------------------------	-----------	------------	-----	-----	--

する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	号伝送が可能なもの	デュアルクラスのもの	(略)	(略)	
---------------------------	-----------	------------	-----	-----	--

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考	
				通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設定及び末端回線を収容する装置	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	(略)		(略)
				デュアルクラスのもの	(略)		(略)
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	(略)		(略)

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考	
				通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設定及び末端回線を収容する装置	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	(略)		(略)
				デュアルクラスのもの	(略)		(略)
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	(略)		(略)

により 通信路 の設定 並びに 伝送を 行う機 能		可能な もの	デュアルクラスのもの	(略)	(略)	
---	--	-----------	------------	-----	-----	--

により 通信路 の設定 並びに 伝送を 行う機 能		可能な もの	デュアルクラスのもの	(略)	(略)	
---	--	-----------	------------	-----	-----	--

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1 （略）
- （経過措置）
- 2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,125,626円	1,122,023円	—
	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			
	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	11,985円	10,784円	
	4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
	9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1 （略）
- （経過措置）
- 2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,125,603円	1,122,007円	—
	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			
	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	11,968円	10,769円	
	4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
	9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	(略) 5,225円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	(略) 1,742円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,120,134円
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,154円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの	
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	(略) 5,212円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	(略) 1,737円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,120,121円
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,140円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの	
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

4 （略）

（1）適用 （略）

（2）料金額

				1回線ごとに月額	
区分			料金額	備考	
光信号 電気信 号変換 機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項表中第2欄で 接続 する場合において、光信号電 気信号変換装置により信号 （100Mbit/sまでの符号伝送 が可能なものに限り。）の 相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	ア 保守の区別がタ イプ1-1のもの	2,181円	—
			イ 保守の区別がタ イプ1-2のもの	2,181円	
			ウ アイ以外のもの	2,246円	

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則（平成22年7月30日東相制10-56号）、附則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）及び附則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）に係るものについては、平成28年4月1日から適用します。

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

4 （略）

（1）適用 （略）

（2）料金額

				1回線ごとに月額	
区分			料金額	備考	
光信号 電気信 号変換 機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項表中第2欄で接続す る場合において、光信号電気 信号変換装置により信号 （100Mbit/sまでの符号伝送 が可能なものに限り。）の 相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	ア 保守の区別がタ イプ1-1のもの	2,174円	—
			イ 保守の区別がタ イプ1-2のもの	2,174円	
			ウ アイ以外のもの	2,239円	

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成28年4月1日に遡及して適用します。